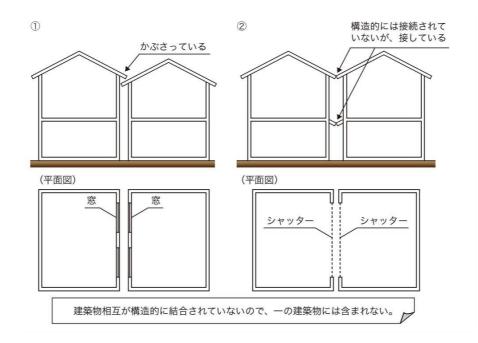
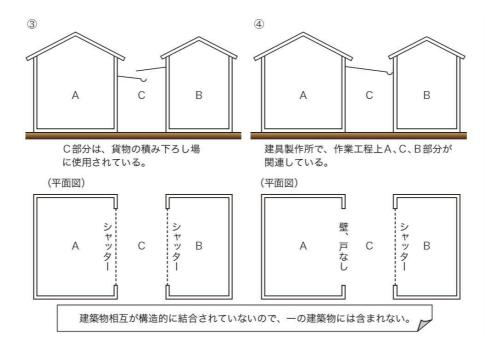
# 第1章 通 則 編

# 第1 消防用設備等の設置単位

- 1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定(政令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項)のない限り、棟であり、敷地ではないこと。
- 2 棟については、建築物相互が構造的に結合されていなければ、別棟として取り扱って差し支えないものであること。





- 3 建築物と建築物が渡り廊下(その他これらに類するものを含む。以下同じ。)、地下連絡路(その他これらに類するものを含む。以下同じ。)又は洞道(換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。以下同じ。)により接続されている場合は、原則として一棟であること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、別棟として取り扱って差し支えないこと。
  - (1) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次のアからウまでに適合している場合
    - ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置そ の他通行上の支障がない状態にあるものであること。
    - イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること。
    - ウ 接続される建築物相互間の距離は、1階にあっては6m、2階以上の階にあっては10mを超えるものであること。ただし、次の(ア)から(ウ)までに適合する場合は、この限りでない。

なお、渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合の距離は、水平投影距離によるものとし、建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、接続する階における距離によるものとする。

- (ア)接続される建築物の外壁及び屋根(渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。次の(イ)について同じ。)については、次のa又はbによること。
  - a 耐火構造又は防火構造で造られていること。
  - b a 以外のものについては、耐火構造若しくは防火構造の塀その他これらに 類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若 しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。
- (イ)前(ア)の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積 4 ㎡以内の開口部で防火戸が設けられている場合にあっては、この限りでない。
- (ウ) 渡り廊下については、次のa又はbによること。
  - a 吹き抜け等の開放式で、かつ、建築物の両端の接続部に設けられた出入口 には、防火戸が設けられていること。
  - b a以外のものについては、次の(a)から(c)までに適合するものであること。
  - (a) 建築基準法施行令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨

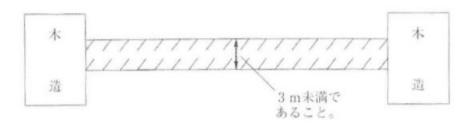
- 造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分 を準不燃材料(建築基準法施行令第1条第5号に規定する準不燃材料をい う。以下同じ。)で造ったものであること。
- (b) 建築物の両端の接続部に設けられた出入口の部分の面積はいずれも4㎡ 以下であり、当該部分には防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付 のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設け られていること。
- (c) 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーへッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあってはこの限りでない。
  - I 自然排煙用開口部については、その面積の合計が1㎡以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあっては、渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ1m以上のもの、外壁に設けるものにあっては、その両側に渡り廊下の3分の1以上の長さで高さ1m以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。
  - Ⅲ 機械排煙設備にあっては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に 外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあっ ては非常電源が附置されていること。
- (2) 建築物と建築物が地下連絡路(天井部分が直接外気に常時開放されているもの(いわゆるドライエリア形式のもの)を除く。以下同じ。)で接続されている場合で、次のアからクまでに適合する場合
  - ア 接続される建築物又はその部分(地下連絡路が接続されている階の部分をいう。)の主要構造部は、耐火構造であること。
  - イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置そ の他通行上支障がない状態にあるものであること。
  - ウ 地下連絡路は耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及び その下地材料は、不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。 以下同じ。) であること。
  - エ 地下連絡路の長さ(地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相 互の間隔をいう。)は6m以上であり、その幅員は6m未満であること。ただし、 双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設

備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、 この限りでない。

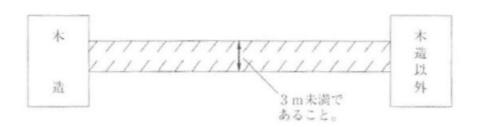
- オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口 部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- カ オの出入口の開口部の面積は4㎡以下であること。
- キ オの出入口には、特定防火設備である防火戸で随時開くことができる自動閉鎖 装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉 鎖するものが設けられていること。
- ク 地下連絡路には、(1) ウ(ウ) b (c) Ⅱにより排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。
- (3) 建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次のアからオまでに適合する場合
  - ア 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又 は換気のための開口部 (接続される建築物内に設けられるもので 2 ㎡以下のもの に限る。)を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
  - イ 洞道は耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及び下地材料は不燃 材料であること。
  - ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが 20 mを超える場合にあっては、この限りでない。
  - エ アの点検のための開口部(建築物内に設けられているものに限る。)には、防火戸(開口部の面積が2㎡以上のものにあっては、自動閉鎖装置付のものに限る。)が設けられていること。
  - オ アの換気のための開口部が常時開放状態にあるものにあっては、防火ダンパー が設けられていること。
- 4 渡り廊下等で別棟となる場合の延べ面積は、それぞれの防火対象物の延べ面積に応 じて渡り廊下部分の床面積を按分して合算した面積とする。

# 消防用設備等の設置単位(図解)

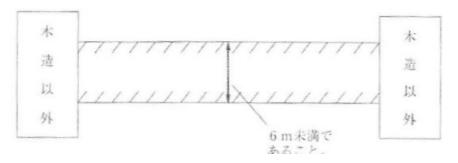
- 1 地階外の階において渡り廊下で接続される場合
  - (1) 使用方法
    - ア 通行運搬の用途以外に供しないこと。
    - イ 可燃性物品等の存置その他通行上の支障がないこと。
  - (2) 有効幅員
    - ア 建築物の主要構造部が木造と木造の場合



イ 建築物の主要構造部が木造と木造以外の場合

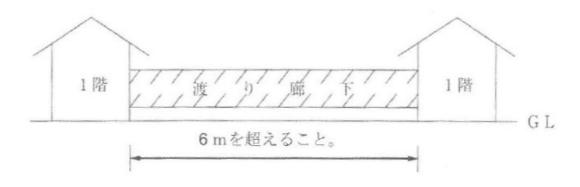


ウ 建築物の主要構造部が木造以外と木造以外の場合



# (3) 建築物相互の距離

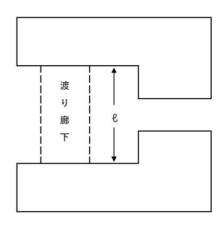
# ア 1階建ての場合



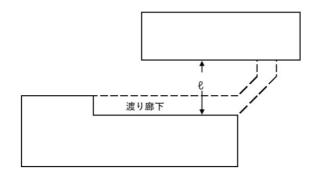
# イ 2階建ての場合



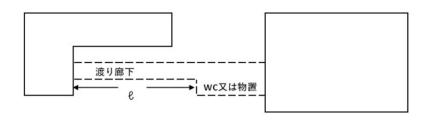
ウ 建物相互間の距離( $\ell$ )については、次の例図 1 から例図 5 を参考に判断すること。 例図 1



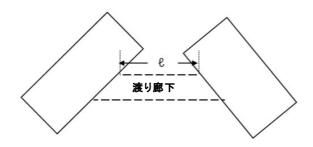
例図2



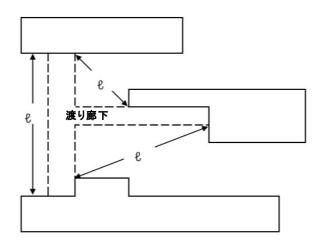
例図3



例図4



例図5

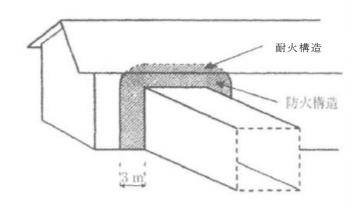


※(1)から(3)に適合することが別棟とみなされるための絶対条件

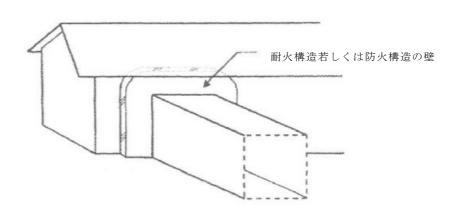
(4) 前(3)に適合しない場合の条件付き別棟 次のア及びイに適合すれば別棟とみなす。

#### ア 建築物の条件

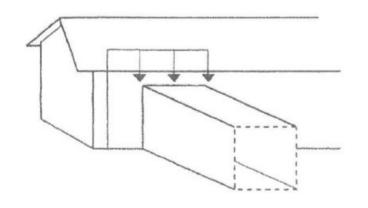
- (ア) 又は(イ)によること。
- (ア) 渡り廊下の接続部から3m以内の距離にある部分は耐火構造又は防火構造 で造られていること。



- (イ) 前(ア)以外の場合はつぎのa又はbによること。
  - a 渡り廊下の接続部分から3m以内の距離にある部分を耐火構造若しくは 防火構造の壁その他これらに類するもので延焼防止上有効に保護されてい ること。



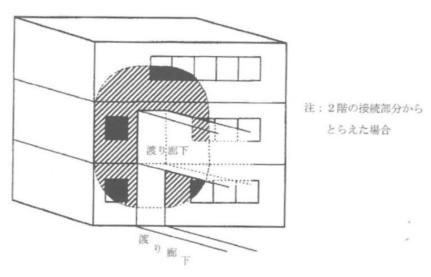
b 渡り廊下の接続部分から3m以内の距離にある部分を閉鎖型スプリンクラーへッドを用いるスプリンクラー設備もしくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に保護されていること。



# イ 建築物の開口部の条件

渡り廊下の接続部から3m以内の距離にある部分には、開口部を設けないこと。 ただし、次の(ア)及び(イ)を満足する場合は、開口部を設けることができる。

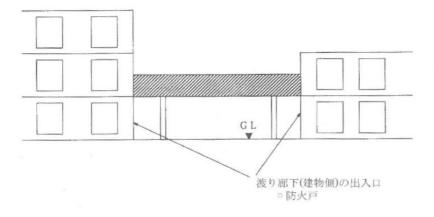
- (ア) 開口部の合計は4mg以下であること。
- (イ) 防火戸とすること。



# ウ 渡り廊下の条件

# (ア) 吹き抜け等開放式の場合

渡り廊下の建物側の出入り口は、防火戸とすること。



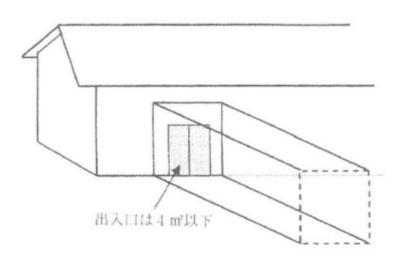
#### (イ) 非開放式の場合

#### a 構造

構造耐力上必要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。

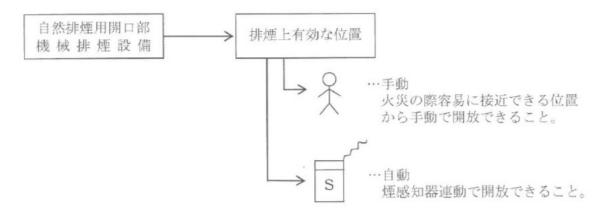
#### b 接続部の出入り口

- (a) 出入口は、4 m<sup>2</sup>以下であること。
- (b) 防火戸は随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知 器連動で閉鎖するものとすること。



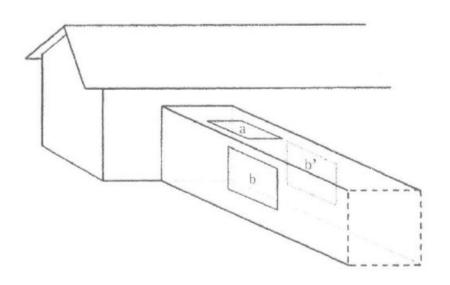
# c 排煙

自然排煙用開口部又は機械排煙設備を設置すること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものは設置免除。



# (a) 自然排煙用開口部

開口部の面積 ( $a m^2 + b m^2 + b m^2$ ) の合計は $1 m^2$ 以上とすること。



# I 屋根又は天井に設ける開口部



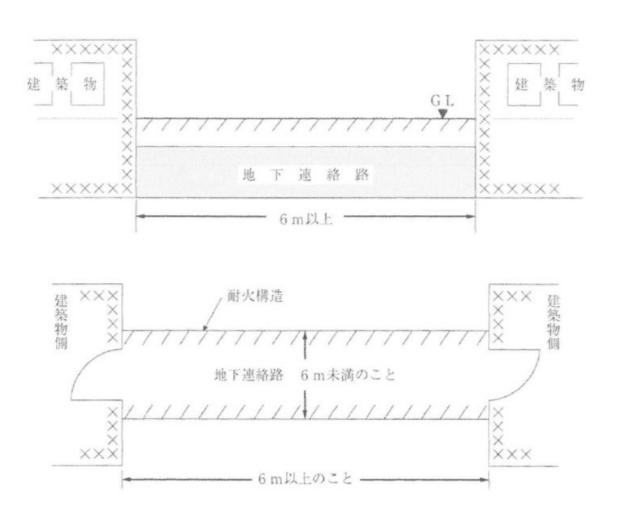
# Ⅱ 外壁に設ける開口部 (両側に設置)



# (b) 機械排煙設備

渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排出することができること。(電気で作動するものは、非常電源付とする。)

2 地下連絡路 (天井部分が直接外気に常時開放されているもの (ドライエリア形式) は 除く。) で接続されている場合



## (1) 接続されている建築物の主要構造部

接続されている建築物又は地下連絡路が接続される階の部分の主要構造部は、耐火構造であること。

## (2) 地下連絡路の使用方法

ア 通行、運搬の用途以外に供しないこと。

イ 可燃性物品との存置その他通行上の支障がないこと。

#### (3) 地下連絡路の構造等

耐火構造とし、かつ、天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃 材料であること。

#### (4) 地下連絡路の長さ及び幅員

地下連絡の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔は6m以上であり、 その幅員は6m未満であること。

#### (5) 前(4)の距離規制の緩和の条件

双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備 又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられていること。

- (6) 建築物と連絡路の区画(地下連絡路の両端の出入口の部分を除く。) 開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- (7) 地下連絡路の両端の出入口
  - ア 出入口の開口部の面積は4㎡以下であること。
  - イ 出入口には、特定防火設備である防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付 のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器作動と連動して閉鎖するもの が設けられていること。

#### (8) 地下連絡路の機械排煙設備

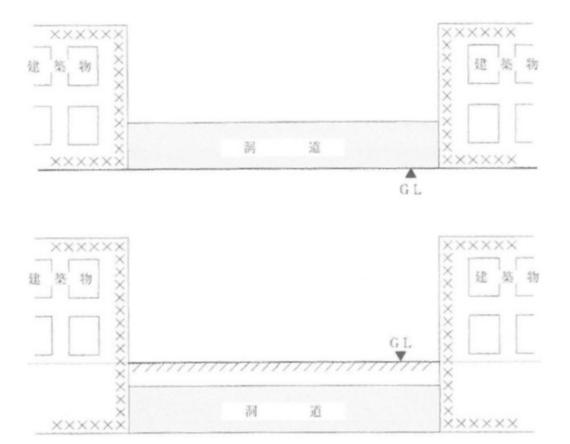
ア 渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排出することができること。(電気で作動するものは、非常電源付とする。)

イ 排煙設備の設置免除の条件

閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備 が設けられていること。

## 3 洞道で接続されている場合

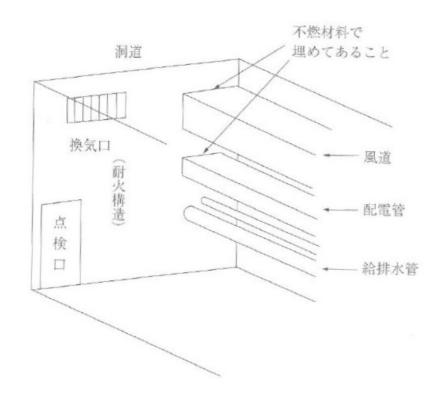
洞道とは、換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。



- (1) 建築物と洞道の接続部 (洞道が接続されている部分の開口部及び洞道の点検又は換気のための開口部を除く。)
- (2) 洞道の構造

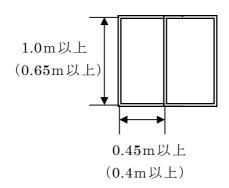
洞道は耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は、不 燃材料であること。

- (3) 洞道内の風道、配管、配線等の貫通部
  - ア 不燃材料で埋め戻しすること。
  - イ 洞道の長さが20mを超える場合は、アによらないことができる。
- (4) 点検口(建築物内に設けられているものに限る。)
  - ア (1)の点検のための開口部には、防火戸が設けられていること。
  - イ 開口部の面積が2㎡以上のものは、自動閉鎖装置付のものとすること。
- (5) 換気口 (建築物内に設けられているものに限る。)
  - ア (1)の換気のための開口部は、2㎡以下とすること。
  - イ 換気口が常時開放状態にあるものにあっては、防火ダンパーが設けられていること。



# 第2 無窓階の取扱い

- 1 無窓階の判定については、省令第5条の3の規定に基づくものであるが、建築物の 形態及び開口部の形状等により、次の判断基準に基づき開口部の算定可否及び面積判 定を行うものとする。
  - (1) 建築物の形態等による開口部算定可否の判断基準は、別記1のとおりとする。
  - (2) ガラスの種類による開口部算定可否の判断基準は、別記2のとおりとする。
  - (3) 開口部の形状等による開口部算定可否及び有効開口面積の判断基準は、別記3のとおりとする。
  - (4) 開口部の組合せによる形態の判断基準は、別記4のとおりとする。
  - (5) 大型開口部及び特殊開口部による開口部算定可否の判断基準は、別記5のとおりとする。
- 2 省令第5条の3第1項前段に規定する直径 50 cmの円が内接することができる開口 部に、次の図の開口部を含むものとする。★

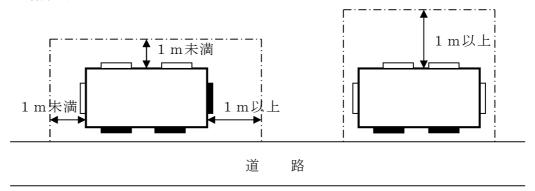


注: 当該開口部が存する部分が、避難階若しくはバルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられている場合は、カッコ内の数値によることができる。

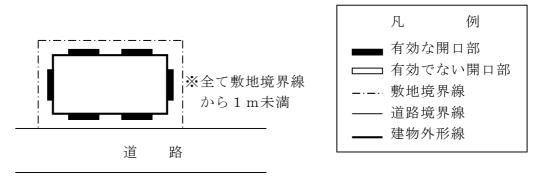
- 3 開口部の高さについては、省令第5条の3第2項第1号の規定にかかわらず、次の 各号に適合する踏み台を設けて 1.2m以内とした場合は、有効な開口部として取り扱 うことができる。
  - (1) 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。
  - (2) 開口部が設けられている壁面と隙間がなく、床面に固定されていること。
  - (3) 高さはおおむね 30cm 以内、奥行きは 30cm 以上、幅は開口部の幅以上であること。
  - (4) 避難上支障のないように設けられていること。

4 有効な開口部と敷地との関係は、次の図のとおりとする。

#### 10 階以下



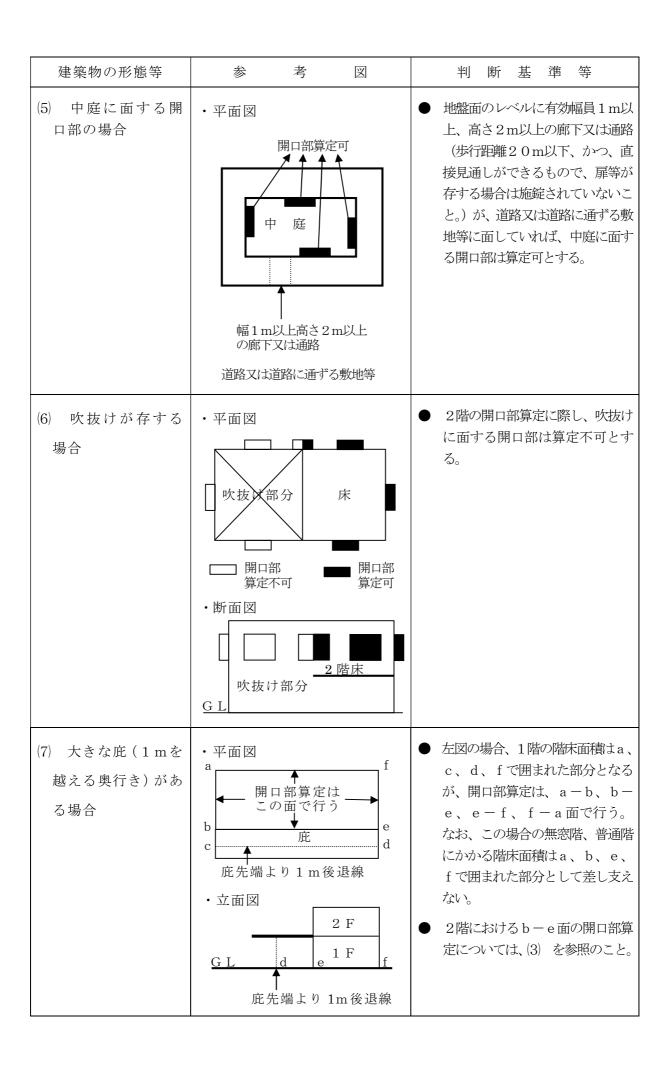
#### 11 階以上



- 5 次に掲げる空地等は、省令第5条の3第2項第2号に規定する「通路その他の空地」 として取り扱うことができるものとする。
  - (1) 敷地外の空地が国又は地方公共団体の管理する公園で、将来にわたって空地の状況が維持されるもの
  - (2) 道路又は道路に通ずる幅員 1 m以上の通路に通ずる広場(建築物の屋上、傾斜地、階段状の部分等) で、避難及び消火活動が有効にできるもの
  - (3) 1 m以内の空地又は通路にある樹木、へい及びその他の工作物で、避難及び消火 活動に支障のないもの
- 6 開口部に電気錠を設ける場合は原則として有効な開口部として扱わないが、下記の 方法により電気錠を非常時に解錠することができる開口部は、その種類、材質に関係 なく有効な開口部として算定することができるものとする。ただし、電気錠には自動 火災報知設備に準ずる非常電源を附置(電気上の種類で、通電時は施錠し、非通電時 は解錠される「通電時施錠型」を除く。)すること。
  - (1) 防災センター、守衛室等常時人がいる場所に設置した遠隔操作装置により解錠するもの
  - (2) 自動火災報知設備と連動し、解錠するもの

- (3) 開口部直近の見やすい位置に、非常時手動で解錠できる装置のあるもの
- 7 スチールドアは原則として有効な開口部として扱わないが、下記の方法により非常 時に開錠できる開口部は有効な開口部として算定することができるものとする。
  - (1) 避難階で屋外から水圧解錠装置によって施錠を開放できるもの。
  - (2) ガラス小窓付き鉄扉で、ガラスの小窓を局部破壊し、サムターン錠を開錠できるもの(およそ15センチ角以上のものであり、破壊可能なガラスに限る)
  - (3) 屋内側に施錠装置がなく、南京錠等により施錠された際に屋内に人が存する可能性がない防火対象物であり、屋外側の南京錠を消防隊が容易に破壊することにより進入できるもの ★
- 8 飛散防止フィルム等が貼付されているガラスについては原則として有効な開口部と して扱わないが、ガラスを破壊する際に支障のない大きさのフィルムであるもの又は 下記のフィルムによりガラスの破壊が可能な場合は有効な開口部として算定すること ができるものとする。
  - (1) ポリエチレンテレフタレート(「PET」という。) 製窓ガラス用フィルムのうち、 多積層(引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られた フィルムをいう。以下同じ)以外で、基材の厚さが100μm以下のもの(内張り 用、外張り用を問わない)を別記2の1から6及び9のガラスに貼付したもの。
  - (2) 塩化ビニル製窓ガラスフィルムのうち、基材の厚さが  $400 \mu$  m以下のもの(内 張り用、外張り用を問わない)を別記 201 から 6 及び 9 のガラスに貼付したもの。

建築物の形態等	参	考	図		判断基準等
(1) 複数棟が渡り廊 下等で接続され、消 防用設備等の設置 単位が同一棟とな る場合	・立面図 4 F 3 F 2 F 1 F	渡り廊下	3 F 2 F 1 F	•	渡り廊下で接続された階は、各棟の階を合算した形で開口部算定を行う。 渡り廊下で接続されていない階は、それぞれの棟の階ごとに開口部算定を行う。この結果、それぞれの棟の階ごとの判定が異なったときは、実態により判定する。
(2) 一の階が間仕切り壁等により、多区画 (行き来できない) となる場合	・平面図	] /間仕切 /	り壁	*	階全体で開口部算定を行う。 (令8区画に該当する場合は、当 該区画ごとに開口部算定を行う。) 階全体で普通階と判定された場合 は、区画ごとに普通階の用件を満 たすか、各区画間に連絡通路、扉 を設けることが望ましい。
<ul><li>(3) 底、バルコニー等の突起物により隣地境界からの有効幅員が確保できない場合</li></ul>	・立面図 有効1m以上 のバルコニー 隣に 地境 界 成 G L	開口部 算定不可 開口部 算定不可 開口部	2 F 1 F	•	突起物より下階(1、2階)の開口部は算定可とする。 突起物部分がバルコニー等で、その有効幅員が1m以上かつ当該バルコニー等が道路又は道路に通ずる敷地等に面していれば、突起物より上階(4~6階)の開口部は算定可とする。
(4) 建物の上階がセットバックしている場合	・立面図 - 立面図 - 開口部 第定で 境! 界! - G L		5 F 4 F 3 F	•	2 階屋上部分の強度(人が歩行で きる程度以上)があれば、3~5 階の開口部も算定可とする。



## 別 記 2

	開口	部の条件	開口部算定の可否	
ガラス開口部の種類			足場有り	足場無し
1 普通板ガラス(JIS R 3201)				
2 フロート板ガラス(JIS R 3202)		引き違い戸等	0	0
3 磨き板ガラス(JIS R 3202)	厚 さ 6 mm			
4 型板ガラス(JIS R 3203)	以下			
5 熱線吸収板ガラス(JIS R 3208)		F I X	0	0
6 熱線反射ガラス(JIS R 3221)				
7 線入板ガラス(JIS R 3204)	厚 さ 10 mm	引き違い戸等	0	0
7 稼入収カノへ(315 K 3204)	10 mm 以 下	F I X	×	×
8 網入板ガラス(JIS R 3204)	厚 さ 6.8 mm	引き違い戸等	0	0
0 Mg/(40x / / (01b) 1( 0204)	以下	F I X	×	×
9 強化板ガラス(JIS R 3206)	厚 さ 5 mm	引き違い戸等	0	0
9 強化恢为 / へ(318 K 3200)	以下	F I X	0	0
10 合わせガラス(JIS R 3205)	厚 さ 6.8 mm	引き違い戸等	0	$\triangle$
10 日47世 <i>从 / </i>	以下	F I X	×	×
11 複層ガラス	構成するガラスごとに、本表 $1 \sim 9$ (網入板ガラス及び線入板ガラスは、厚さ $6.8 \text{ mm}$ 以下のものに限る。) により評価し、全体の判断を行う。			

# 備考

- 1 「足場有り」とは、避難階又はバルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているものをいい、「バルコニー」とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第126条の7第5号に規定する構造以上のものをいう。
- 2 「引き違い戸等」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部からも開放することができるものをいう。
- 3 「FIX」とは、はめ殺し窓をいう。

### 凡例

- 有効な開口部として取り扱うことができる。
- × 有効な開口部として取り扱うことはできない。
- △ ガラスの種類により、開口部算定の可否が異なる。(平成19年3月27日消防予第 111号)

# 開口部の形状別有効開口面積 (1)2 F I X引き違い戸 4 3 90° 両開き戸 片開き戸 (5) 6 片引き戸 両引き戸 7 Тв T 1 Α 回転窓 (縦軸) (8) 1 回転窓 (横軸) (9) 上げ下げ窓

- 判断基準等
- 別記 2 のガラスの種類等により、各開口部の網かけ部分を算定可とする。以下、各々留意点を示す。
- ② 引き違い戸(窓)の開放部分は、 厳密に測定すると当該開口部の 2 分の1にはならない(扉と扉の枠 に重なりがあるため)が、計算上 は単純に2分の1で計算して差し 支えない。

また、ガラスの種類等がFIX と同じであれば、窓枠を除いた左 右のガラスの大きさを有効開口部 として計算して差し支えない。

⑦ 開放角度が90度の場合(図ア 参照)は、全開口部が有効面積と されるが横幅の中心線で区切られ るため、1/2A×Bの開口部が2 つあることになる。

開放角度が θ 度の場合 (図イ参 照) は、b の部分が有効寸法とな る。

c は、a ×  $(1-\cos\theta)$  となる。

#### ⑧ ⑦の例を参照

ただし、横軸上部の開口部は、 横軸が床面から 1.2m を超える場 合、開口部算定不可とする。

### 9 2の例を参照

ただし、FIXと同様の計算を する場合、上部の窓ガラスの下端 は床面から 1.2m 以内にあること。

別 記 4

開口部の組合せ による形態	参考	図 判 断 基 準 等
① 風除室がある場合	A B 風除室 D	AとB+C+Dの有効開口面積を比較し、面積の少ない方で開口部算定を行う。上記により、Aが開口部算定される場合の階床面積は、風除室の面積を除く面積として差し支えない。
② シャッター と扉の組合せ の場合	ア	この場合の階床面積は、A、B開口部面とシャッター面に囲まれた部分を除いた面積として差し支えない。  イ A、Bで開口部算定を行う。  ウ シャッターと扉の間の状況により シャッター部分で開口部算定を行う。 (ただし、AとBが有効開口部である
<ul><li>③ 外壁の直近 に間仕切り壁 等がある場合</li></ul>	ア 内部 通路幅 1.2 外部 イ 内部	ア 通路幅 1.2m以上であれば、開口部 算定可とする。 ただし、通路に通行障害となるもの が置かれない場合に限る。         Y装材       一 内装材の種類及び厚さ等にかかわらず、開口部算定不可とする。
<ul><li>④ 格子を設け</li><li>た場合</li></ul>	ooooooo 格子	
<ul><li>⑤ 外壁面にバルコニーがある場合</li></ul>	A 1.0m以上 B 1.2m以下 V バルコニー D 60 cm以上	■ Aが 1m以上、かつ、B (手すりの高さ) が 1.2m以下、かつ、D (バルコニー幅) が 60 cm以上の場合には、Cは開口部算定 可とする。 なお、バルコニーに面する敷地が 1m未 満の場合は、別記1・(3) によること。
⑥ 二重窓の場 合	<b>↓</b> クレセン	ント等開口部算定可とする

別 記 5

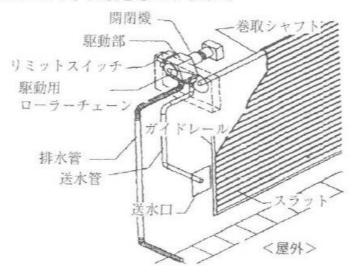
大型開口部及び特殊開口部 (カッコ内は材質)	平常時の開閉方式	停電時、屋内からの 開 放 措 置	開口部算定の可否
軽量シャッター (スチール)	電動式	チェーン等により開放	水圧開放装置(*1)を設ければ可
(ステンレス) (アルミ)	手動式(バランス式)	同左	可 (*2)
重量シャッター (スチール)	電動式	チェーン又はハンドル 等により開放	水圧開放装置(*1)を設ければ可
(ステンレス) (アルミ)	手動式 (チェーン式) (ハンドル式)	同左	水圧開放装置(*1)を設ければ可
軽量オーバースライダ ーシャッター (スチール) (アルミ)	電動式	チェーン等により開放	水圧開放装置(*1)を設ければ可
	手動式 (チェーン式) (バランス式)	同左	可 (*2)
重量オーバースライダ	電動式	チェーン等により開放	水圧開放装置(*1) を設ければ可
ーシャッター (スチール) (アルミ) (ファイバーグラス)	手動式 (チェーン式) (バランス式)	同左	水圧開放装置(*1) を設ければ可 また、シャッター直近 に出入口があれば全面 可
ハンガードア (スチール)	電動式	手動で開放	ハンガードアに潜り戸 又は直近に出入口があ
(アルミ) (ファイバーグラス) (木)	手動式	同左	れば全面可

\*1 水圧開放装置(認定品)には、送水圧によりシャッターを巻き上げる方式と、送水圧により電動開閉スイッチを作動(非常電源付)させ、巻き上げる方式がある。

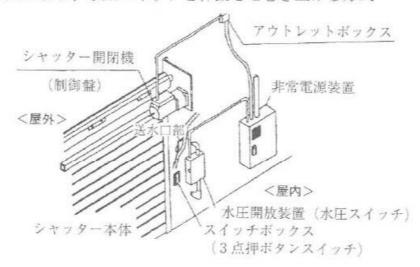
なお、詳細については「シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて」(昭和 52年消防予第251号)及び別図を参照のこと。

避難階以外の階で当該装置を使用する場合、送水口は避難階を原則とし、巻き上げ 機又は電動開閉スイッチの設置される高さにおいて、必要送水圧が確保できるよう設 置すること。

- \*2 避難階以外の階に設けた場合は、開口部算定不可とする。 ただし、バルコニー等に有効に消防活動ができるスペース(概ね幅はシャッター幅 以上、奥行き1m以上)を設けた場合は、開口部算定可とする。
- 注1) 停電時、屋内からの開放措置としての手動によるチェーン、ハンドル等の開放操作(ブレーキロックの解除を含む。)は、床面から 1.5m以下の高さで容易に行えるものであること。
- 注2) 重量、軽量の定義を明確化した基準はないが、概ね材質厚が 1.5 mm以上を重量(特定防火設備である防火戸を想定)、同厚 0.8 mm以下を軽量としている。その中間の材質厚のものは、原則として重量と定義付けるものとする。
  - (1) 送水圧により、直接巻き上げる方式



(2) 送水圧により、水圧スイッチを作動させ巻き上げる方式



# 第3 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

1 政令別表第1に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、防火対象物の使用 実態、社会通念、規制目的等を考慮して判定すること。

なお、項ごとの使用実態を判断するにあたっては、別表1を参考とすること。

# 2 各項に共通する事項

- (1) 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物(棟)ごとに、その実態に応じて政令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあっては、主たる用途として取り扱うことができる。
- (2) 政令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権限、利用形態その他の 状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認め られる」部分とは、次のア又はイに該当するものとする。
  - ア 政令別表第 1 (1) 項から(15)項までに掲げる防火対象物(以下「政令別表防火対象物」という。)の区分に応じ、別表 2 (イ)欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分(これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。)に機能的に従属していると認められる同表(ロ)欄に掲げる用途に供される部分(これらに類するものを含む。以下「従属的な部分」という。)で、次の(ア)から(ウ)までに該当するもの

なお、主用途部分とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な 部分であり、一般的に従属的な部分の面積より大きい部分をいうものであること。

- (ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原 を有する者と同一であること。
- (イ) 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接 な関係を有すること。
- (ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。
- イ 主用途部分の床面積の合計(他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。)が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分

なお、共用される部分の床面積の按分は、次によること。

- (ア) 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。
- (イ) 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面 積に応じて按分すること。
- (ウ) 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分する こと。
- (3) 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途は、イ、ロ又はハの号ごとに決定するものとし、同一項内のイ、ロ又はハの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うこと。
- (4) 昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。
- (5) 一般住宅(個人の住居の用に供されるもので寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。)の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。
  - ア 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に 供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用 途に供される部分の床面積の合計が 50 ㎡以下の場合は、当該防火対象物は一般 住宅に該当するものであること。
  - イ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に 供される部分の床面積の合計よりも大きい場合、又は政令別表防火対象物の用途 に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計 よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の 合計が50㎡を超える場合は、当該防火対象物は政令別表防火対象物又は複合用 途防火対象物に該当するものであること。
  - ウ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に 供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用 途防火対象物に該当するものであること。
- (6) 危険物施設は、その利用形態により、政令別表第1のいずれかの防火対象物又はいずれかの部分に該当するものであること。
- (7) 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、政令第8条に 規定する区画の有無を考慮しないものであること。

- 3 項ごとの適用事項(複合用途防火対象物の取扱い)
  - (1) 前 2 (2) 又は(5) により、政令別表第 1 (16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、政令別表第 1 の(1) 項から(4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項又は(9) 項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分(以下「特定用途部分」という。)が存するものであっても同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること(同表第 1 (2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくは口に掲げる用途又は同表(6)項ハに掲げる用途(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)に供させる部分あるものを除く。)。この場合、当該特定用途部分は、消防用設備等の設置にあたって(政令第 2 章第 3 節を適用する場合に限る。以下同じ。)、主用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱う。
    - ア 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10%以下であること。
    - イ 特定用途部分の床面積の合計が、300 ㎡未満であること。
  - (2) 政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用 途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに 前2(2) イ及び前(1) を適用するものであること。

項	定義	該当用途例	補足事項
(1)項イ	1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。 2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。 3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を観賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。 4 観覧場とは、スポーツ、見世物等を観賞する目的で公衆の集合する施設であ	<ul> <li>・客席を有する競技施</li> <li>・野球場</li> <li>・相撲場</li> <li>・競輪場</li> <li>・競艇場</li> <li>・体育館</li> <li>・寄席</li> </ul>	1 本項の防火対象物は、だれでも 当該防火対象物で、映画、演劇、スポーツ等を鑑賞できるものであること。 2 客席には、いす席、座り席又は立席が含まれるものであること。 3 小規模な選手控室のみを有する体育館は、本項に含まれないものであること。 4 事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物として取り扱わないもので
(1)項	って、客席を有するものをいう。  1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞も、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。  2 集会場とは、集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、当しないものをいう。	・サーカス ・市文 公 福 音 貸 背 会 ・ は 楽 木 講 会 ず ・ 貨 賃 婚 式場	あること。  1 興行的なものとは、映画、演等のものとは、映画 踊って、見世物、舞される、見世物、舞される、月5日以上行われるものをいう。 2 貸会議室のうち、次に掲げる。 1 資会議の場合におりりりにている。 2 貸けまで、次にでは、近5りりにでは、近5りりりにでは、近5りりりにでは、近5りりりにでは、近5りりりにでは、10 単独事務所所有者にの用のみにに、10 単独事務所所有者議の用のみには、第三ののでは、第三ののでは、第三ののでは、第三ののでは、第三ののでは、第三ののでは、第三ののがは、第三ののがは、第三ののでは、第三のでは、第三のでは、第三のでは、第三のでは、第三のでは、第三のでは、第三のでは、第三のでは、第三のでは、第三のでは、第三のでは、第三ののでは、第三のでは、第:のは
(2)項イ	<ol> <li>キャバレーとは、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。</li> <li>カフェーとは、設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。</li> <li>ナイトクラブとは、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる施設をいう。</li> </ol>	・クラブ ・バー ・サロン ・ホストクラブ ・キャバクラ	みに使用している場合  1 主としている場合を設けて、、 客席を設けなりでして、 客席を設けなりでして、 客の接待は含まない。)をしておいてきまない。 をにおいてきまない。)をできるのであり、 ので務のの適にとは、 ででの現るは、 のでの現るは、 のでのででででいる。 第12号には、 第2条第11項項にとりますとといる。 第2条第11項項にとりますとといる。 第2条第11項項にとりますとといるの形での形での形でのでいる。 第2条第11項のではないでであるとのででいる。 2 風俗は、 風俗は、 の形は、 の形は、 ののでは、 ののでは、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に

(2) <b>項口</b>	1 遊技場とは、設備を設けて多数の客に 囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、ビリヤード、ボーリングその他の遊技をさせる施設、又は屋内アイススケート場、屋内ローラースケート場その他の競技を行わせる施設をいう(観客席を有しないものに限る。)。 2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。ダンス教師の指導により、客にダンスをさせるダンス練習場を含むが、日本舞踊場又はバレエ教習場は含まない。	・碁会所 ・将棋センタ ・将棋センタ ・マージャン屋 ・パリヤー・ボーター ・ゲーリンイー・ボーター・ボーター・ボーター・ボーター・ボーター・ボーター・ボーター・ボー	1 風素2条第1項4号にいう 射きないではいいではいいではいいでは、 別をさせる施設を含むものであること。 2 遊技場でであること。のはないであること。のはないであることに、 のはないであること。のはないであること。のはないであること。のはないであること。のはないであること。のはないである。のはいいではいいではいいでは、 である素がいいでは、 である素がいいである。はいいでは、 はいのであるに、 はいのであるに、 はいのであるに、 はいのであるに、 はいのであるに、 はいののは、 はいののは、 はいののは、 はいのであるがは、 はいののは、 はいのであるがいる。 はいいののは、 はいいののは、 はいいののは、 はいいののは、 はいいののは、 はいいののは、 はいいののは、 はいいののは、 はいいののは、 はいいののは、 はいいののは、 はいいののは、 はいいのである。 はいいのである。 はいいのである。 はいいのである。 はいいのである。 はいいでものである。 はいいでもでいる。 はいいでもでいる。 はいいでもでいる。 はいいでもでいる。 はいいでもでいる。 はいいでもでいる。 はいいでもでいる。 はいいでもでいる。 はいいのでのは、 はいいでしている。 はいいでしている。 はいいでしている。 はいいでしている。 はいいでしている。 はいいでしている。 はいいでしている。 はいいのは、 はいいいのは、 はいい
(2)項ハ	1 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性図に掲げる店舗であった、次の(1) 又は(2)に掲げる店舗型性風俗特殊営業をいう。 (1) 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じて、その客に接触する役務を提供する営業(風の営法第2条第6項第2号に規定するもの) (2) もっぱら、性的好奇心をそそるためを服を脱いだ人の姿態を見せる興行るの風俗が著はい明和23するものを見いう。以下この項において規定するとして、次のアから立業務の項において、関連に提出であり、以下の項において、次のアから立業務の適正化の一て、次のアから立業務の適正という。以下に同じ、公のアから立までに掲げばいば、次のアから立までに掲げば、とと関する法律施行令(昭和59年によきの表に関する法律をでいう。)で定めるものを経営する営業(風営法第2条第6項第3号に規定するもの)	・ファッションヘルス ・性感マッサージ ・イメージクラブ ・SMクラブ	1 店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のうち、ソープランド(9)項イ)、ラブホテルのでは一テル(5)項イ)、ラブホテル及びモーテル(5)項イ)、アダルトショップ(4)項)、テレフォンクラブ及び個室第1に掲げる各用途のうち前掲(1でものにあるがあるにない。本項として取り扱わないこと。 2 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業員会に届出をする必めの要件は、あくまでも出きを野り、必ずしも当該届出を要り、必ずしも当該届出を要り、必ずしも当該届出を要り、必ずしも当該届出を要り、必ずしも当該届出を要り、必ずしも当該届出を要り、必ずしも当該届出を要
	ア ヌードスタジオその他個室を記されて、当該個室に在をできるためで、当該個室をそるためで、当該個室を見せるの形を脱いだ人の多態を見せる異第1号に規定を劇場をの他個室を設け、当該には規定を劇場をして、のぞき劇場をして、大きなのといるののでは、一次ののでは、一次の多能には、いて、大きなのでは、いて、大きなのでは、では、一次のでは、では、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次では、一次ののでは、一次では、一次のでは、一次のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	-ヌードスタジオ -のぞき部屋	
	業として風営令で定める次のもの(風営 法第2条第6項第6号に規定するもの) 店舗を設けて、もっぱら、面識のない 異性との一時の性的好奇心を満たす ための交際(会話を含む。)を希望する 者に対し、当該店舗内においてその者 が異性の姿態若しくはその画像を見て した面会の申込みを当該異性に取り 次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室	・出会い系喫茶	

	<b>44.</b> 311 = 1 · 4 = 1 = 12 = - · ·	I	
	若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業(当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、同項第1号又は第2号に該当するものを除く。)  2 その他これに類するものとして総務省令で定めるものとは、次の(1)又は(2)に掲げるものをいう。  (1) 電話以外の情報通信に関する機器(映像機器等)を用いて異性を紹介する営業を営む店舗  (2) 個室を設け、当該個室において異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗	・セリクラ	
(2) <b>項二</b>	1 カラオを提供する業を関する。2 その他の政権を営むの設備を含む。)には、カラカの設備を含む。)には、カラカを提供では、カラカを関するを関するを関するを関するを関するを関するを関するを関するを関するを関する	・インターネットカフェ ・漫 画 喫 茶 ・複 合 カフェ ・個 室 ビ デ オ ・テレフォンクラブ	1 個室は、登等によりなではは、野部ではない。 全に区間性切な、は、野ではないであること。 2 一の防火対象物に、複数のカラオケに、かったいの防火がものの間が、一しかない。 3 性風、空では、一の防火がものではない。 4 性は、安かには、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一、一のでは、一、一のでは、一、一のでは、一、一のでは、一、一のでは、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一
(3)項イ	<ol> <li>待合とは、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又は斡旋して客に遊興させる施設をいう。</li> <li>料理店とは、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。</li> <li>その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視するべきものをいう。</li> </ol>	· 茶屋 · 料亭 · 割烹	一般的に風営法第2条第1項第1号の適用を受け「風俗営業」に該当するもの又はこれと同様の形態を有するものをいう。 (3)項イは、(2)項イに掲げる防火対象物と同種のものであるが、客席の構造が和式であるものである。
(3)項口	飲食店とは、客席において客にもっぱら 飲食物を提供する施設をいい、客の遊興 又は接待を伴わないものをいう。	<ul> <li>・喫茶店</li> <li>・スナック</li> <li>・結婚披露宴会場</li> <li>・食堂</li> <li>・そば屋</li> <li>・すし屋</li> <li>・レストラン</li> </ul>	1 風営法第 33 条の適用を受ける 「深夜においても酒類提供飲食 店営業」についても、本項として 取り扱うこと。 2 飲食物を提供する方法には、セ ルフサービスを含むものであること。 3 ライブハウスとは、客席(すべて の席を立見とした場合を含む。) を有し、多数の客に生演奏等を 聞かせ、かつ、飲食の提供を伴う

		・ビアホール	ものをいう。
		・スタンドバー	
		・ライブハウス	
(4)項	1 百貨店、マーケットその他の物品販売	•魚店	1 卸売問屋は、本項として取り扱う
	業を営む店舗とは、店舗において客に 物品を販売する施設をいう。	- 肉店	こと。
	初品を扱いする心設をいう。   2 展示場とは、物品を陳列して不特定多	- * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	2 レンタルショップは本項として取り 扱うこと。
	数の人に見せ、物品の普及、販売促進	・パン店	3 展示室(ショールーム)のうち、次
	等に供する施設をいう。	・乾物店	のすべてに該当する場合は、(15)
		•衣料店	項又は主たる用途の従属部分と して取り扱うこと。
		•洋服店	(1) 特定の企業の施設であり、当該
		•家具店	企業の製品のみを展示陳列する もの
		•家電販売店	② 販売を主目的としたものではな
		・店頭にて販売行為を 行う問屋	く、宣伝行為の一部として展示陳 列するもの
		<ul><li>卸売り専売店</li></ul>	③ 不特定多数の者の出入りが極 めて少ないもの
		・スーパーマーケット	
		・展示を目的とする産業 会館	
		•博物館	
(=\- <del></del>		•見本市会場	
(5) <b>項イ</b>	1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。	・保養所・ユースホステル	1 特定の人を宿泊させる施設であっても、旅館業法(昭和23年法 律第138号)の適用があるもの
	2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊	・ロッジ	は、本項として取り扱うこと。
	させる施設で、その構造及び施設の主 たる部分が洋式のものをいう。	·貸研修所の宿泊室	2 トレーラーハウスを宿泊施設とし て賃貸するものは、本項として取
	こる部分が注意のものをいう。   3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊	<b>●簡易宿泊所</b>	り扱うこと。
	させる施設で、その構造及び施設の主	-青年の家	3 ラブホテル、モーテル又はレンタ
	たる部分が多人数で共用するように設けられているものをいう。	・ラブホテル	ルルームとは、専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。)の用
		・モーテル・レンタルルーム	に供する風営令第3条で定める 施設を設け、当該施設を当該宿 泊に利用させる施設をいう。
			4 その他これに類するものに該当するか否かの判断については、次の(1)から(4)までに掲げる条件を勘案し、実際に宿泊が可能であるかどうかにより判定すること。
			(1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。
			(2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。
			③ 深夜営業、24 時間営業等により夜間も客が施設にいること。
			(4) 施設利用に対して料金を徴収していること。
(5)項口	1 寄宿舎とは、官公庁、学校、会社等が	· 寮	1 共同住宅は、便所、浴室、台所
	従業員、学生、生徒等を集団的に居住 させるための施設をいい、宿泊料の有 無を問わないもので、児童福祉法(昭	・事業所専用の研修の ための宿泊所	等が各住戸に存在することを要 せず、分譲、賃貸の別を問わない ものであること。
	和 22 年法律第 164 号)第6条の3第 10 項に規定する小規模住居型児童養育	・シルバーマンション	2 廊下、階段等の共用部分を有し
	事業を行う施設を含むものとする。	・ウィークリーマンショ ン、マンスリーマンション	い集合住宅は、長屋であり、共同 住宅として扱わないものであるこ
	2 下宿とは、1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。	・高齢者専用賃貸住宅	と。 3 共同住宅等において、個別の世
	* * **。   3 共同住宅とは、住宅として用いられる2	・シェアハウス	帯ごとにいわゆる訪問介護等を 受けている場合には、本項に該
		I.	人・/ しゃ しる 口 にらいからに以

	以上の集合住宅のうち、居住者が廊		当するものであること。
	下、階段、エレベーター等を共用するもの(構造上の共用部分を有するもの)をいう。		4 シルバーマンションとは、一般に 老人福祉関係の法律の適用を受けず、入居の条件として最低年齢 の制限を受ける等、主として、高 齢者の入居を目的としたもののうち、入居形態が一般の共同住宅 と変わらないものをいう。ただし、 (6)項ロ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設 又は(6)項ハ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設 するものとして総務省令で定める施設 するものとして総務省へで定める 施設当するものは、(6)項ロ又は(6)項 ハとして取り扱うこと。
			5 ウィークリーマンション、マンスリーマンションとは、一般に旅館を 法の適用を受けず、共同情にというでは、が行うさいで、 はたアリ賃貸を行うものをいう。たえ、 と、シーツ、枕カバーの取り、 が行われるもので、明らかにホテル等と同等の宿泊として にあっては、⑤項イとして取り扱うこと。 6 シェアハウスとは、業者が介在したとの、 入居者を募る形態の等を共用すで、便所、浴室、台所等を共用す
			るものをいう。
(6)項イ	1 (6)項イ(1)に掲げる防火対象物とは、次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして省令第5条第3項で定め	・医院 ・クリニック	1 病院とは、医師又は歯科医師が 公衆又は特定多数人のため医業 又は歯科医業を行う場所であっ て患者 20 人以上の入院施設を 有するものをいう。
	るものを除く。)をいう。 (1) 診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の省令第5条第4項で定める診療科名をいう。2(1)において同じ。)を有すること。		2 診療所とは、医師又は歯科医師 が公衆又は特定多数人のため医 業又は歯科医業を行う場所であ って、患者の入院施設を有しない もの又は患者 19 人以下の入院 施設を有するものをいう。
	(2) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床 又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。 2 (6)項イ(2)に掲げる防火対象物とは、次のいずれにも該当する診療所をいう。		3 助産所とは、助産婦が公衆又は特定多数人のため助産業務(病院又は診療所で行うものを除く。)を行う場所であって、妊婦又はじょく婦の収容施設を有しないもの又は9人以下の入院施設を有するものをいう。
	(1) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (2) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。		4 「火災発生時の延焼を抑制する ための消火活動を適切に実施す ることができる体制を有するもの」 とは、次のいずれにも該当する体 制を有する病院をいう。なお、ここ でいう「体制」とは、(1)による職員
	3 (6)項イ(3)に掲げる防火対象物とは、病院((1)に掲げるものを除く。)、患療所((2)に掲げるものを除く。)又は入所施設を有する助産所をいう。 4 (6)項イ(4)に掲げる防火対象物とは、患者を入院させるための施設を有しない		の総数の要件及び②による職員の総数の要件及び②による宿直動務者を除いた職員数の要件の両方を満たす体制(例:病床数が60の場合、職員の総数が5人以上であり、かつ、当該職員のうち宿直勤務者を除いた職員数が2
	診療所又は入所施設を有しない助産 所をいう。		人以上である体制)をいうものであること。
			(1) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が 26 床以下のときは2、26 床を超えるときは2に13 床までを増すごとに1を加えた数を常時下回らない体制
			② 勤務させる医師、看護師、事務 職員その他の職員(宿直勤務を 行わせる者を除く。)の数が、病 床数が60床以下のときは2、60

床を超えるときは2に60床までを増すごとに2を加えた数を常時下回らない体制

- (1)の「職員の数」とは、一日の中で、最も職員が少ない時間帯に勤務している職員(宿直勤務者を含む。)の総数を基準とするものであること。なお、職員の数は原則として棟単位で算定を行うこと。
- (1) 及び(2)の「その他の職員」とは、 歯科医師、助産師、薬剤師、准看 護師その他病院に勤務する職員を いうこと。なお、原則として、委託に より警備に従事させる警備員は含ま ないが、病院に常駐しており、防火 対象物の構造及び消防用備等の位 置で把握し、火災時に適切に対いこ
- (1)の「病床数」とは、医療法第7 条に規定する病床数(以下「許可病 床数」という。)をいうこと。
- ②の「宿直勤務を行わせる者」とは、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第23条に規定する「宿直の勤務で断続的な業務」を行う者をいい、通常の勤務の終了後において、動務の継続業務とらない軽度又は短時間の務中に方うために勤務し、当該勤務中に仮等の就寝を伴うことを認められた職員をいうこと。
- 5 特定診療科名は、次に掲げるもの以外のものであること。
- (1) 肛門外科、乳腺外科、形成外 科、美容外科、小児科、皮膚科、 泌尿器科、産婦人科、眼科、耳 鼻いんこう科、産科、婦人科
- (2) (1)に掲げる診療科名と医療法施行令(昭和23年政令第326号)第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称

#### (3) 歯科

(4) 歯科と医療法施行令第3条の2 第1項第2号口(1)及び(2)に定める 事項とを組み合わせた名称特定 診療科名(内科、整形外科等)以外の診療科名については、13 診 療科名(肛門外科、乳腺外科、形 成外科、美容外科、小児科、皮 膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人 科及び歯科)のほか、13診療科 名と医療法施行令第3条の2第1 項第1号ハ(1)から(4)までに定める 事項とを組み合わせた名称も該 当すること(組み合わせた名称の 例:小児眼科、歯科口腔外科、女 性美容外科)。ただし、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1) に掲げる事項(身体や臓器の名 称)については、外科のうち肛門 及び乳腺のみが、同号ハ(3)に掲 げる事項(診療方法の名称)につ いては、外科のうち形成及び美容 のみが、それぞれ該当することと したものであり、同号ハ(1)及び(3) に掲げる事項でこれら以外のもの と肛門外科、乳腺外科、形成外 科又は美容外科が組み合わせら れたものは、複数の診療科名 (例:大腸・肛門外科であれば、大 腸外科及び肛門外科に該当す

る。)として取り扱うこと。なお、2 以上の診療科名を標榜する病院 又は有床診療所であって、特定 診療科名とそれ以外の診療科名 の両方が混在するものは、全体と して特定診療科名を有する病院 又は有床診療所として取り扱うこ 6 療養病床とは、精神病床、感染 症病床及び結核病床以外の病 床であって、主として長期にわた り療養を必要とする患者を入院さ せるためのものをいう。 一般病床とは、精神病床、感染 症病床、結核病床及び療養病床 以外のものをいう。 8 (6)項イ(2)に規定する「4人以上の 患者を入院させるための施設」 と、許可病床数が4以上であるも のをいうこと。ただし、許可病床数 が4以上であっても、1日平均入 院患者数(1年間の入院患者の べ数を同期間の診療実日数で除 した値をいう。)が1未満のものに あっては「4人以上の患者を入院 させるための施設を有する」に該 当しないものとして取り扱って差し 支えないこと。 あん摩、マッサージ、はり、きゅ う等の施設については、(15)項として取り扱うこと。11 保健所は、 (15)項として取り扱うこと。 (6)項口 1 老人短期入所施設とは、65歳以上の 1 「避難が困難な要介護者を主と 者であって、養護者の疾病その他の理 して入居させるもの」とは、要介護 由により、居宅において介護を受けるこ 3以上の者が、施設全体の定員 の半数以上の場合をいう。なお、 とが一時的に困難となった者を短期間 -の防火対象物に複数の同一業 入所させ、養護することを目的とする施 設をいう。 態の社会福祉施設が存する場合 は、単に施設名称、当該用途が 2 養護老人ホームとは、介護を常には必 存する階が異なる等外形的要素 要としない原則として65歳以上の者で のみではなく、防火対象物の各部 あって、身体上又は精神上の障害があ 分について、それぞれの運営主 るため日常生活を営むのに支障がある 体、事業形態、サービスの提供の 者等(養護者を含む。)を入所させ、養 実態等から区分できる単位(以下 護することを目的とする施設をいう この項において「区分単位」とい う。)ごとに判定する必要があるこ 3 特別養護老人ホームとは、65歳以上 の者であって、身体上又は精神上の障 害があるため日常生活を営むのに支障 2 「避難が困難な障害者等を主と があるもので、やむを得ない事由により して入所させるもの」とは、障害程 訪問介護を利用することが著しく困難 度区分4以上の者がおおむね8割 である者を入所させ、養護することを目 を超えるものをいう。なお、障害程 的とする施設をいう。 度区分認定を受けていない者に ついては、施設関係者からの聞き 4 軽費老人ホーム(避難が困難な要介 取りの結果、障害の程度が重いと 護者を主として入居させるものに限 認められた場合は、当該者を障 る。)とは、60歳以上の人(どちらかが 害程度区分4以上の者とみなして 60歳以上の夫婦)で、身よりのない人 判断すること。また、一の防火対 象物に複数の同一業態の社会福 家庭の事情によって家族との同居が難 しい人を、無料又は低額な料金で、入 祉施設(例:複数の障害者グル-所させ食事の提供その他日常生活上 プホーム)が存する場合は、区分 必要な便宜を供与することを目的とす 単位ごとに判定する必要があるこ る施設をいう 5 有料老人ホーム(避難が困難な要介 3 (6) 項口(1) のその他これらに類す 護者を主として入居させるものに限 るものとして総務省令で定める施 る。)とは、老人を入居させ、入浴、排せ 設に規定する「業として」とは、報 つ若しくは食事の介護、食事の提供又 酬の有無にかかわらず、介護保 はその他の日常生活上必要な便宜で 険制度外の事業などの法定外の あって厚生労働省令で定めるものの供 福祉サービスを自主事業として提 与(他に委託して供与をする場合及び 供するものを含むものであること。 将来において供与をすることを約する 場合を含む。)をする事業を行う施設で 4 (6) 項口(1) のその他これらに類す あって、老人福祉施設、認知症対応型 るものとして総務省令で定める施 老人共同生活援助事業を行う住居そ 設に規定する「避難が困難な要 の他厚生労働省令で定める施設でな

介護者を主として宿泊させるもの」については、次の(1)又は(2)の

いものいう。

- 6 介護老人保健施設とは、寝たきり又は 認知症高齢者などに、看護、介護、リハ ビリテーションその他の医療的ケアと生 活サービスを提供する入所施設をい う。
- 7 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。
- 8 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)とは、利用者の住み慣れた地域で主に通所により、機能訓練及びに供与することであり、職員が利用者宅に訪問し、また、利用者が宿泊することもできる施設をいう。
- 9 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設とは、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づいて認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。
- 10 (6)項ロ(1)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設とは、次に掲げるものいう。
- (1) 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設(⑥)項イに掲げるものを除く。)
- (2) 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設((6)項イに掲げるものを除く。)
- 11 救護施設とは、身体上又は精神上著 しい障害があるために日常生活を営む ことが困難な要保護者を入所させて、 生活扶助を行うことを目的とする施設 をいう。
- 12 乳児院とは、家庭内で養育不能な乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。
- 13 障害児入所施設とは、次に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、次に定める支援を行うことを目的とする施設をいう。
- (1) 福祉型障害児入所施設 保護、日常 生活の指導及び独立自活に必要な知 識技能の付与
- (2) 医療型障害児入所施設 保護、日常 生活の指導、独立自活に必要な知識 技能の付与及び治療
- 14 障害者支援施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)とは、障害者に、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施

・ショートステイ

・小規模多機能ホーム

認知症高齢者グループホーム

- ・お泊まりデイサービス
- ・複合型サービス

条件に該当することを判断の目 安とすること。

- (1) 実態として複数の要介護者を随時又は継続的に施設に宿泊させるサービスを提供するなど、宿泊サービスの提供が常態化していること。
- (2) 当該施設の宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合が、当該施設の宿泊サービス利用者全体の半数以上であること。
- 5 高齢者専用賃貸住宅のうち、(6) 項ロ(1)その他これらに類するもの として総務省令で定める施設に 該当する場合は、本項として取り 扱うこと。
- 6 適合高齢者専用賃貸住宅(も高 商合高齢者に賃貸する住宅(へ ではら高齢者に賃貸するして県へ 発動者専用賃貸住宅)として県入 提出、会事の介護、、各事戸の大 排泄、中一ビスをが、各事戸の以 とのが確保(原則として25 ㎡の以 上)、要内設備の設置等の必合で を会すでは、のは、のは、 を会すでは、のは、のは、 とのは、のは、のは、 ののは、のは、のは、 ののは、ののは、 ののは、ののは、 ののは、ののは、 ののは、 ののは、
- 7 サービス付き高齢者向け住宅の うち、(6)項ロ(1)その他これらに類 するものとして総務省令で定める 施設に該当する場合は、本項とし て取り扱うこと。
- 8 共同生活援助のサテライト型住 居の取り扱い共同生活援助のサ テライト型住居(障害者の日常生 活及び社会生活を総合的に支援 するための法律に基づく指定障 害福祉サービスの事業等の人 員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 171 号)第210条第2項に規定するサ テライト型住居をいう。)について は、本体住居(サテライト型住居 以外の共同生活住居であって、 サテライト型住居への支援機能を 有するもの)との密接な連携を前 提として、利用者が共同住宅の -室に単身で居住するものであ るが、その入居形態は一般の共 同住宅と変わらないことから、(5) 項口として取り扱うこと。
- 居宅生活訓練事業を行う居宅の 取り扱い居宅生活訓練事業は、 救護施設において居宅生活に向 けた生活訓練を行うとともに、居 宅生活に移行可能な対象者のた めの訓練用住居(アパート、借家 等)を確保し、より居宅生活に近 い環境で実体験的に生活訓練を 行うことにより、施設に入所してい る被保護者がスムーズに居宅生 活に移行し、継続して居宅において生活できるよう支援することを 目的とされ、対象者も居宅におい て生活を送ることが可能であると 認められる者であることから、各 居宅の実態に応じて、単身入居 であり、かつ、入居形態が一般の 共同住宅と変わらないものにあっ

設障害福祉サービスを行う施設をいう。 ては、(5)項口として取り扱うこと。 障害者グループホーム 15 障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第5条第8項に規定 する短期入所施設とは、短期間の入所 をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護 等の便宜を供与する施設をいう。 障害者グループホーム 16 障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律第5条第 15 項に規定する共同援助を行う施設 (避難が困難な障害者等を主として入 所させるものに限る。)とは、障害者に つき、主として夜間において、共同生活 を営むべき住居において入浴、排せつ 又は食事の介護等の便宜を供与する 施設をいう。 (6)項ハ 「ロ(1) に掲げるものを除く。」と 1 老人デイサービスセンターとは、65歳 以上の者であって、身体上又は精神上 は、要介護3以上の者が、施設全 の障害があるため日常生活を営むのに 体の定員の半数未満の場合をい 支障がある者等(養護者を含む。)を通 う。なお、一の防火対象物に複数 の同一業態の社会福祉施設が存 わせ、入浴、食事の提供、機能訓練 介護方法の指導等の便宜を供与する する場合は、区分単位ごとに判 ことを目的とする施設をいう。 定する必要があること。 2 高齢者専用賃貸住宅(避難が困 2 軽費老人ホーム(口(1)に掲げるものを 除く。)とは、60歳以上の人(どちらかが 難な要介護者を主として入居さ 60歳以上の夫婦)で、身よりのない人、 せるものを除く。)のうち、(6)項ハ 家庭の事情によって家族との同居が難 (1)その他これらに類するものとし しい人を、無料又は低額な料金で、入 所させ食事の提供その他日常生活上 て総務省令で定める施設に該当 する場合は、本項として取り扱う 必要な便宜を供与することを目的とす る施設をいう。 3 適合高齢者専用賃貸住宅(避難 3 老人福祉センターとは、無料又は低額 が困難な要介護者を主として入 な料金で、老人に関する各種の相談に 居させるものを除く。)のうち、(6) 応ずるとともに、健康の増進、教養の向 上及びレクリエーションのための便宜を 項ハ(1)その他これらに類するもの として総務省令で定める施設に 総合的に供与することを目的とする施 該当する場合は、本項として取り 設をいう。 扱うこと。 4 老人介護支援センターとは、地域の老 4 サービス付き高齢者向け住宅 人の福祉に関する各般の問題につき、 (避難が困難な要介護者を主とし て入居させるものを除く。)のう 老人、その者を現に養護する者、地域 住民その他の者からの相談に応じ、必 ち、(6)項ハ(1)その他これらに類す 要な助言を行うとともに、主として居宅 るものとして総務省令で定める施 において介護を受ける老人又はその者 設に該当する場合は、本項として を現に養護する者と市町村、老人居宅 取り扱うこと。 生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事 5 児童福祉法第6条の3第9項に 規定する家庭的保育事業を行う 施設のうち、家庭的保育者の居 業を行う者等との連絡調整その他の厚 宅で保育が行われている場合 生労働省令で定める援助を総合的に で、同事業に供される部分の規 行うことを目的とする施設をいう。 模が極めて小さく、前8(1)に該当 5 有料老人ホーム(口(1)に掲げるものを する場合は、一般住宅とするこ 除く。)とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供 「ロ(5) に掲げるものを除く。」と 又はその他の日常生活上必要な便宜 は、障害支援区分4以上の者が であって厚生労働省令で定めるものの おおむね8割以下ものをいう。な 供与(他に委託して供与をする場合及 お、一の防火対象物に複数の同 び将来において供与をすることを約する −業態の社会福祉施設が存する 場合を含む。)をする事業を行う施設で 場合は、区分単位ごとに判定す あって、老人福祉施設、認知症対応型 る必要があること。 老人共同生活援助事業を行う住居そ の他厚生労働省令で定める施設でな 7 (6) 項ハ(1) のその他これらに類す いものをいう。 るものとして総務省令で定める施 設に規定する「業として」とは、報 6 老人福祉法第5条の2第3項に規定す 酬の有無にかかわらず、介護保 る老人デイサービス事業を行う施設と は、特別養護老人ホーム、養護老人ホ 険制度外の事業などの法定外の 福祉サービスを自主事業として提 -ム、老人福祉センターに通わせ、入 供するものを含むものであること。 浴、排せつ、食事等の介護、機能訓 練、介護方法の指導、生活等に関する

相談及び助言、健康状態の確認その

他の身体上若しくは精神上の障害があって日常生活を営むのに支障がある65

歳以上の者又はその養護者に必要な

支援を行う施設をいう。

8 共同生活援助のサテライト型住

居の取り扱い共同生活援助のサ

テライト型住居については、本体 住居(サテライト型住居以外の共

同生活住居であって、サテライト

型住居への支援機能を有するも

- 7 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。)とは、利用者の住み慣れた地域で主に通所により、機能訓練及び入浴、排せつ、食事等の便宜を適切に供与することができるサービスの拠点であり、職員が利用者宅に訪問し、また、利用者が宿泊することもできる施設をいう。
- 8 (6) 項ハ(1) のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設とは、老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設をいう(6) 項イ及び(6) 項口に掲げるものを除く。)。
- 9 更生施設とは、身体上又は精神上の 理由により養護及び生活指導を必要と する要保護者を入所させて、生活援助 を行うことを目的とする施設をいう。
- 10 助産施設とは、保健上必要があるに もかかわらず、経済的理由により、入院 助産を受けることができない妊産婦を 入所させて、助産を受けさせることを目 的とする施設をいう。
- 11 保育所とは、保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を 保育することを目的とする施設をいい、 児童福祉法第6条の2第9項に規定す る家庭的保育事業を行う施設を含むも のとする。
- 12 児童養護施設とは、保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。
- 13 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な学習及び生活指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。
- 14 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童福祉法第26条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等とりで見かる援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。
- 15 児童福祉法第6条の3第7項に規定 する一時預かり事業を行う施設とは、 家庭において保育を受けることが一時 的に困難となった乳児又は幼児につい て、主として昼間において、保育所その 他の場所において、一時的に預かり、 必要な保護を行う施設をいう。
- 16 児童福祉法第6条の3第9項に規定 する家庭的保育事業を行う施設とは、 家庭において必要な保育を受けること が困難である乳児又は幼児のものについて、保育士又は看護師の資格を有す る家庭的保育者の居宅その他の場所

・小規模多機能ホーム

の)との密接な連携を前提として、利用者が共同住宅の一室に 単身で居住するものであるが、その入居形態は一般の共同住宅と 変わらないことから、(5)項口として 取り扱うこと。

一時預かり事業(一時保育)

において、家庭的保育者による保育を 行う事業を行う施設をいう。

- 17 (6)項ハ(3)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設とは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設をいう((6)項ロに掲げるものを除く。)。
- 18 児童発達支援センターとは、障害児について、通所により日常生活における 基本的な動作の指導、知識技能の付 与、集団生活への適用訓練その他の 厚生労働省令で定める便宜を供与す る施設をいう。
- 19 情緒障害児短期治療施設とは、軽度の情緒障害を有する児童を短期間、入所させ又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治療し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。
- 20 児童福祉法第6条の2第2項に規定 する児童発達支援を行う施設とは、障 害児につき、通所により、日常生活にお ける基本的な動作の指導、知識技能の 付与、集団生活への適応訓練その他 の厚生労働省令で定める便宜を供与 する施設をいう。
- 21 児童福祉法第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。)とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授り生活能力の向上のために必要なに訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。
- 22 身体障害者福祉センターとは、無料 又は低額な料金で、身体障害者に関す る各種の相談に応じ、身体障害者に対 し、機能訓練、教養の向上、社会との 交流の促進及びレクリエーションのため の便宜を総合的に供与する施設をい う。
- 23 障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)とは、障害者に、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。
- 24 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。
- 25 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。
- 26 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護を行う施設とは、主として昼間に入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他日常生活上必要な動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う施設をいう。
- 27 障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律第5条第 8項に規定する短期入所を行う施設

·家庭保育事業(保育ママ)

・放課後等デイサービス

・障害者ショートステイ

	(避難が困難な障害者等を主として入 所させるものを除く。)とは、障害者に短		
	期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は 食事の介護その他必要な支援を行う施		
	設をいう。		
	28 障害者の日常生活及び社会生活を   総合的に支援するための法律第5条第		
	12 項に規定する自立訓練を行う施設と   は、障害者に自立した日常生活又は社		
	会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能又は生活能力の向上		
	のために必要な訓練その他必要な支		
	援を行う施設をいう。 29 障害者の日常生活及び社会生活を		
	総合的に支援するための法律第5条第		
	13項に規定する就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する障害者に、		
	生産活動その他の活動の機会の提供 を通じて、就労に必要な知識及び能力		
	の向上のために必要な訓練その他必 要な支援を行う施設をいう。		
	30 障害者の日常生活及び社会生活を		
	総合的に支援するための法律第5条第 14項に規定する就労継続支援を行う		
	施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を		
	提供するとともに、生産活動その他の		
	活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練		
	その他必要な支援を行う施設をいう。	・障害者グループホーム	
	31 障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律第5条第	-	
	15 項に規定する共同生活援護を行う   施設(避難が困難な障害者等を主とし		
	て入所させるものを除く。)とは、地域に おいて共同生活を営むのに支障のない		
	障害者に、主に夜間において、相談そ		
	の他の日常生活上の援助を行う施設を いう。		
	32 幼保連携型認定こども園とは、義務 教育及びその後の教育の基礎を培うも		
	のとしての満3歳以上の子どもに対する		
	教育並びに保育を必要とする子どもに 対する保育を一体的に行い、これらの		
	子どもの健やかな成長が図られるよう 適当な環境を与えて、その心身の発達		
	を助長するとともに、保護者に対する子 育ての支援を行うことを目的として、設		
	置される施設をいう。		
(6)項二	1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環		幼稚園は、地方公共団体の認可に
	境を与えてその心身の発達を助長する ことを目的とする学校をいう。		かかわりなく、その実態が幼児の保 育を目的として設けられた施設で足
	2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴		りるものであること。
	覚障害者、知的障害者、肢体不自由 者、又は病弱者(身体虚弱者を含む)		
	に対して、幼稚園、小学校、中学校、又 は高等学校に準ずる教育を施すととも		
	に、障害者による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な		
	知識技能を授けることを目的とする学		
(7)項	校をいう。		
(1) <b>均</b>	1 小学校とは、心身の発達に応じて、義 務教育として行われる普通教育のうち	•理容学校	1 学校教育法では、専修学校は、 修業年限が1年以上で、教育を
	基礎的なものを施すことを目的とする	•美容学校	受ける者が 40 名以上であり、校
	学校をいう。     2 中学校とは、小学校における教育の基	•洋裁学校	舎面積が 130 ㎡以上とされてい   る。
	礎の上に、心身の発達に応じて、義務	•外語学校	2 学校教育法では、各種学校は修
	教育として行われる普通教育を施すことを目的とする学校をいう。	•料理学校	業年限が1年以上(簡易に習得 することができる技術、技芸等の
	3 義務教育学校とは、心身の発達に応じ	•自衛隊学校	課程のにあっては3箇月以上1年 未満)であり、校舎面積が原則と
	て、義務教育として行われる普通教育	•看護学校	

	を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。  4 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び専門教を応じて、高度を目的とする学校をいう。  5 中等教産の上に、か身を達及びありる。 育学校とは、小身の発達及び専門会を施りた。、小身の発達及び専門会を施りた。、小身の発達の上に、教育のに高数育をがあるが、一方のとして、一方のでは、一方のは、一方ので	<ul> <li>・看護助産学校</li> <li>・臨床検査技師学校</li> <li>・コンピューター学校</li> <li>・予備校</li> <li>・学習塾</li> </ul>	して 115.7 ㎡以上とされている。 3 同一敷地内にあって教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館は学校に含まれる。 4 個人教授所的なもので、学校の形態を有しないものは、い頃として取り扱う(そろばん、書道塾等)。
(8) <b>項</b>	必要な能力を育成し又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。9 各種学校とは、前1から6までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう。  10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。  1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し保存して一般の	•視覚障害者情報提供	視覚障害者情報提供施設とは、無 料又は低額な料金で、点字刊行
	利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。  2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民族、産業、自然科学に関する資料を収集し、保管(育成を含む。)し、展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリェーション等に資する施設をいう。  3 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館以外のもので、図書館及び博物館と同等のものをいう。	施設 - 郷土館 - 記念館 - 画廊	物、聴覚障害者用の録画物その他 各種情報を記録した物であって、も っぱら視聴覚障害者の利用に供す る施設をいう(図書館のうち点字図 書館に類するものに該当する。)。
(9) <b>項イ</b>	1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。 3 その他これらに類するものとは、埼玉県公衆浴場法施行条例(平成20年埼玉県条例第19号)第5条に規定する「その他の公衆浴場」のうち、次に掲げるものをいう。 (1) 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、保養のための施設を有するもの。 (2) 蒸気、熱気等を使用し、同時に多数人を入浴させることができるもの。 (3) 蒸気、熱気等を使用し、個室を設けるもの。	・ソープランド ・サウナ浴場 ・健康ランド ・ラドンセンター	1 公衆浴場とは、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する温湯、潮湯又を入済させる施設をいう。 2 保養マッサージルーム、の施設には、アクライン、ルーコーが含まれる。 3 ソープ・カーでは、である。ことは、項に関密を表して、経験である。ことは、第二条を入済場がよりの個室におい、当時である。とをいう。 4 蒸気浴り、熱気のない、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、、ののでは、ののでは、、ののでは、、ののでは、ののでは、、ののでは、、ののでは、、ののでは、、ののでは、のの
(9) <b>項口</b>	(9)項イに掲げる公衆浴場以外「一般公衆	•銭湯	1 一般公衆浴場とは、温湯等を使 用し、同時に多数人を入浴させる

	浴場」をいうものであること。	-鉱泉浴場 -スーパー銭湯 -砂湯	公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。  2 主として本項の公衆浴場として使用し、一部に熱気浴場のあるものは、全体を本項として取り扱うこと。
(10) 項	<ol> <li>車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎 (プラットホームを含む。)、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</li> <li>船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着する埠頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</li> </ol>		
(11) 項	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。	·本殿 ·幣殿 ·拝殿 ·社務所 ·本堂 ·客殿 ·庫裏 ·礼拝堂	1 一般的に、宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第2条に定める 宗教団体の施設が該当する。 2 結婚式の披露宴会場で、独立性 の高いものは本項に該当しない。 3 礼拝堂及び聖堂は、規模形態に かかわらず本項に該当すること。
12]項イ	<ol> <li>工場とは、物の製造又は加工を主として行うところで、その機械化が比較的高いものをいう。</li> <li>作業所とは、物の製造又は加工を主として行うところで、その機械化が比較的低いものをいう。</li> </ol>	・宅配専門ピザ屋 ・給食センター(学校と 敷地を一にするもの。)	
(12)項口	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大 道具や小道具を用いてセットを作り、映画 フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオ テープを作成する施設をいう。		
(13)項イ	1 自動車車庫とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項で定める自動車(原動機付自転車を除く。)を運行中以外の場合にもつぱら格納する施設をいう。 2 駐車場とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により断続的に停車させる施設をいう。		1 原動機付自転車とは、道路運送車両法第2条第3項に定める原動機付自転車で、次に掲げるものが該当する。 (1) 内燃機関を原動機とするものであって、2輪を有するもの(側車付のものを除く。)にあっては、その他のものにあっては 50cc 以下 (2) 内燃機関以外のものを原動機とするもの(側車付のものを除く。)にあっては 50cc 以下 (2) 内燃機関以外のものを原動機とするもの(側車付のものを除く。)にあっては、その他のものにあっては、その他のものにあっては、その他のものにあっては、その他のものにあっては、の.6k W 以下 2 駐輪場のうち、自転車のみを保管する部分についてはなり扱い、オートバイを保管する部分については本項として取り扱うこと。
(13) 項口	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、 航空の用に供することができる飛行機、 滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する 施設をいう。		

(14) 項			
	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。		
(15)項	前各項に該当しない事業所とは、政令別表第1(1)項から他が見てに掲げる防火対象物以外のものをいう。事業所とは、営利的事業であること非営利的事業であることを問わず事業活動のもつばら行われる一定の施設をいう。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ままた で
(16)項イ			政令別表第1中同一の項の中でイ、ロ、ハ又は二に分類された防火対象物の用途に供されるものが同一の防火対象物に存するものにあっては16項として取り扱うこと。
(16)項口			政令別表第1中同一の項の中でイ、 ロ、ハ又は二に分類された防火対象 物の用途に供されるものが同一の

		防火対象物に存するものにあっては 16項として取り扱うこと。
(16の2) 項	地下街とは、地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。	1 地下道に連続して面する店舗、 事務所等の地下工作物施設が 存する下層階に設けられ、かつ、 当該部分から階段等で通じてい る駐車場は、地下街に含まれるも のであること。
		2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 20m(20m未満の場合は、当該距離)以内の部分を床面積に算入するものであること。ただし、常時閉鎖式又は随時閉鎖式の特定防火戸がある場合は、当該特定防火戸の線で囲まれた部分までとすることができる。
		3 地下街の同一階層の地下鉄道 部分(出札室、事務所等)は地下 街に含まれないものであること。
(16 の 2) 項		準地下街の範囲は、次のとおりとす ること。
		1 地下道の部分については、準地 下街を構成する店舗、事務所等 の各部分から歩行距離 10m(10 m未満の場合は、当該距離)以 内の部分とすること。
		2 建築物の地階については、準地 下街となる地下道の面積範囲に 接して建築物の地階等が面して いる場合、当該開口部から準地 下街を構成する建築物の地階等 の開口部まで歩行距離 20mを超 える場合は、当該建築物の地階 等は、含まれないものであること。
		3 建築物の地階が建基令第123 条第3項第1号に規定する付室を 介してのみ地下道と接続している 建築物の地階は含まないもので あること。
		4 準地下街を構成する建築物の地 階等の部分が相互に政令第8条 の床又は壁で区画されており、地 下道に面して開口部を有していな いものについては、それぞれ別の 防火対象物として取り扱うもので あること。
		5 地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下停車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは随時閉鎖式(2段降下式のものを含む。)の特定防火戸で区画されている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」としては取り扱わないものであること。
(17) 項	1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上、価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの。	本項の防火対象物は、建造物に限られるもので、建造物が土地に定着する工作物一般をいい、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。
	2 重要有形民族文化財とは、衣食住、 生業、信仰、年中行事等に関する風俗 慣習、民族芸能及びこれらに用いられ る衣服、器具、家屋その他の物件で我 が国民の生活の推移のため欠くことの できないもののうち重要なもので文部科	

	学大臣が指定したもの。  3 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもののうち重重なもので文部科学大臣が指定したもの。  4 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形、民族文化財及び中の区域内に存するもののうち当該地方公共団体が指定したもの。  5 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したもの。	
(18) 項	アーケードとは、日よけ、雨よけ等のため 路面上に連続して設けられる公益上必要 な建築物、工作物の施設をいう。	1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれないものであること。 2 延長は、屋根の中心線で測定するものであること。
(19) 項	本項は、市町村長の指定する山林をいう。	山林とは、単に山岳山林に限定されるものではなく、森林、原野及び 荒蕪地が含まれるものであること。
(20) 項	1 舟とは、船舶安全法(昭和8年法律第11 号)第2条第1項の規定を適用しない船舶等で総トン数5t以上の推進機関を有するものをいう。 2 車両とは、鉄道営業法(明治33 年3月法律第65 号)、軌道法(大正10年4月法律第76 号)若しくは道路運送車両法又はこれらに基づく命令により消火器具を設置することとされる車両をいう。	1 船高も

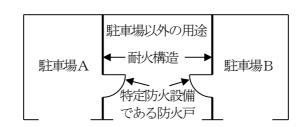
猟銃雷管にあっては 2,000 個、実包、信管又は火管にあっては 200個をそれぞれ超えるものをいう。) を運送する自動車(被けん引自動車を除く。)

- (2) 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第3に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車(被けん引車を除く。)
- ③ 道路運送車両の保安基準別表 第1に掲げる数量以上の可燃物 を運送する自動車(被けん引自 動車を除く。)
- (4) 150kg 以上の高圧ガス(可燃性 ガス及び酸素に限る。)を運送す る自動車(被けん引自動車を除 く。)
- (5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引 自動車。
- (6) 放射性同位元素による放射線 障害の防止に関する法律施行規 則(昭和35年総理府令第56号) 第 18 条の3第1項に規定する放 射性輸送物(L型輸送物を除く。) を運送する場合若しくは放射性 同位元素等車両運搬規則(昭和 52 年運輸省令第 33 号)第 18 条 の規定により運送する場合又は 核燃料物質等の工場又は事業 所の外における運搬に関する規 則(昭和53年総理府令第57号) 第3条に規定する放射性輸送物 (L型輸送物を除く。)を運送する 場合若しくは放射性同位元素等 車両運搬規則(昭和52年運輸 省令第33号)第18条の規定に より運送する場合又は核燃料物 質等の工場又は事業所の外にお ける運搬に関する規則(昭和53 年総理府令第57号)第3条に規 定する核燃料輸送物(L型輸送 物を除く。)若しくは同令第8条に 規定する核分裂性輸送物を運送 する場合若しくは核燃料物質等 車両運搬規則(昭和53年12月 運輸省令第72号)第19条の規 定により運送する場合に使用す る自動車
- (7) 乗車定員 11 人以上の自動車
- (8) 乗車定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車
- 9) 幼児専用車

区分	(1)	(口)
(1) 項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具、小道具室、衣裳部屋、練習室	専用駐車場、売店、食堂、喫茶室
(1) 項口	集会室、会議室、ホール、ロビー、宴会場、結婚式場	食堂、喫茶室、専用駐車場、図書室、展 示室
(2) 項イ	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場
(2) 項口	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	売店、食堂、喫茶室、専用駐車場
(2) 項ハ	客席、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合 室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店
(3) 項イ	客席、客室、厨房	結婚式場、専用駐車場
(3) 項口	客席、客室、厨房	結婚式場、専用駐車場
(4) 項	売店、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	催物場、写真室、遊技場、結婚式場、専 用駐車場、美・理容室、診療室、集会室
(5) 項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、 洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、宴会場、結婚式場、バー、会議室、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美・理容室
(5) 項口	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室	売店、専用駐車場
(6) 項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室	食堂、売店、専用駐車場
(6) 項口	居室、職員室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨 房、リネン室	売店、専用駐車場
(6) 項ハ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館	食堂、専用駐車場
(7) 項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店、専用駐車場
(8) 項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、 保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室	食堂、売店、専用駐車場
(9) 項イ	脱衣場、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場
(9) 項口	脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室	専用駐車場
(10) 項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取 扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室	売店、食堂、旅行案内所、専用駐車場
(11)項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会室	宴会場、厨房、結婚式場、専用駐車場
(12)項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫	売店、食堂、専用駐車場、託児室
(12)項口	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣裳室、休憩室	売店、食堂、専用駐車場
(13)項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	売店、食堂
(13)項口	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場
(14)項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室	売店、食堂、専用駐車場
(15)項	事務室、休憩室、会議室	売店、食堂、専用駐車場、診療室

# 第4 床面積及び階の取扱い

- 1 消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定については、建築基準法令によるほか、次によること。
  - (1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの(積荷を行う者が、棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの。)を除き、床面積に算入するものであること。
    - ※ 一般的に棚と床の区別は、当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱うが、具体的にはその形状機能等から社会通念に従って判断すること。
  - (2) 政令第12条第1項第5号の適用にあたって、ラック式倉庫とその他の倉庫が同一防火対象物内に存する場合は、ラック式倉庫とその他の倉庫の部分を含めて床面積を算定するものであること。ただし、ラック式倉庫の部分の床面積が300㎡未満で、かつ、延べ面積の10%以下である場合は、当該倉庫はラック式倉庫として取り扱わないことができる。
  - (3) 駐車の用に供する部分の床面積等は、次によること。
    - ア 車路は、床面積に算入するものであること。ただし、上階又は下階に通ずる傾斜路(屋根のある部分を除く)、ランプ、カーリフト等は算入しないものとする。 イ 耐火構造により有効に防火区画された駐車の用に供しない部分を介して、2箇所以上の駐車の用に供する部分が存する場合は、それぞれの駐車の用に供する部分ごとに床面積を算定すること。



- ウ 昇降機等の機械装置による車両を駐車させる構造(立体駐車場)及び同方法で 自転車を駐輪させる構造(立体駐輪場)の床面積については、水平投影面積を床 面積として算入すること。
- (4) 政令第13条第1項第6欄で規定する「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備(以下「電気設備」という。)が設置されている部分」及び同第7欄で規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分(以下「鍛造場

等」という。)の床面積の算定は、次のいずれかによること。

ア 不燃材料の壁、床、天井(天井のない場合ははり及び屋根)又は防火戸で区画 された部分。

なお、この場合の防火戸は、随時開くことのできる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器(省令第23条第4項第1号二の部分にあっては、省令第23条第6項第1号に規定する感知器)の作動と連動して閉鎖するもの(連続式店舗にあっては、温度ヒューズと連動して閉鎖するものを含む。)であること。

イ 電気設備又は鍛造場等の水平投影面の周囲に水平 5 m (周囲の 1 面に耐火構造の壁(前アに定める防火戸を含む。)が存する場合は、当該壁までの距離)で区画されていると仮定した部分の床面積。

この場合、同一の室内に電気設備又は鍛造場等が2箇所以上設置されている場合 (水平距離5メートルで囲まれた部分が相互に接する場合に限る) は、その合計面積(隣接した電気設備又は鍛造場等の仮定した部分の床面積が重複する場合、重複加算しない。) とするものであること。

(5) 観覧場で、観覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さがおおむね奥行きの2倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しないことができるものであること。

ただし、収容人員の算定にあたっては、当該観覧席の部分を含むものであること。

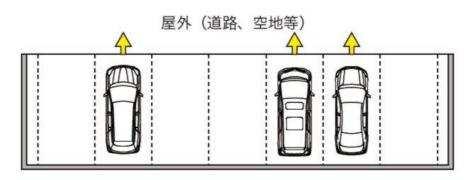
(6) 防火対象物の一部に危険物施設が存する場合、法第17条第1項で規定する消防 用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定するものであ ること。

ただし、危険物施設部分の消防用設備等は、法第17条第1項に規定する基準でなく、法第10条第4項に規定する基準によるものであること。

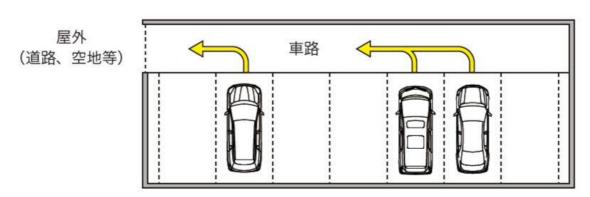
- 2 消防用設備等の設置にあたっての階数の算定については、建築基準法令によるほか、 次によること。
  - (1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの(積荷を行う 者が、棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等 の機械だけの使用により積荷できるもの。)を除き、階数に算定するものであること。
  - (2) 吊上げ式車庫の階数は1とすること。

# 第5 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造

政令第13条第1項の規定により駐車の用に供される部分で、当該部分の床面積が、地階又は2階以上の階にあっては200㎡以上、1階にあっては500㎡以上、屋上部分にあっては300㎡以上の防火対象物には水噴霧消火設備等を設置しなければならないこととされているが、この場合の「駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階」とは、次に示すとおり、自動車が横に1列に並んで収容されている車庫のように、それぞれの車が同時に車路等を通らず直接屋外(道路、空地等)に出ることができるものをいうが、2列に並んで収容されるものも同時に屋外に出ることができるものと解して差し支えないものであること。



# (認められない例)



# 第6 火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所の取り扱い

省令第18条第4項第1号に規定する「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所及び第19条第6項第5号(第20条第5項及び第21条第5項)に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」は、防護対象物となる部分が、次によるものであること。

### 1 共通事項

(1) 開口部が著しく偏在する部分 (開口部が一面のみにある場合、階高のおおむね2分の1より下方のみの開口部である場合等) で、防火対象物の関係者が、安全に初期消火ができず、又は安全に避難できないおそれのあるものは除くものとする。

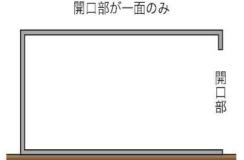
なお、ここでいう「開口部」とは、次によるものであること。

- ア 常時外気に直接開放されている部分であること。
- イ 開口部は、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物(同一の建築物の外壁等を含む。以下この項において同じ。)と 0.5 m以上の距離を確保すること。(2(1)及び(2)を除く。)

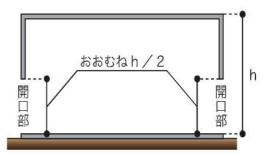
この場合、自走式駐車場(自動車を運転して走行させることにより行う形式の自動車車庫をいう。以下同じ。)にあっては、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部の間に0.5 m以上の距離を確保し、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁(高さ1.5 m以上)を設けること(1 m以上の距離を確保した場合を除く。)。ただし、5 層 6 段以上の自走式駐車場については、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物との距離は2 m以上とし、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁(高さ1.5 m以上)に設けること(3 m以上の距離を確保した場合を除く。)。

- ウ 防火対象物となる部分に建基令第112条に規定する防火区画が存ずる場合は、 当該防火区画された部分ごとに、それぞれの基準に該当するかを判断すること。
- エ 開口部の割合を算定する基準となる床面積は、水平投影面積とすること。

### (開口部が著しく偏在する部分の例)

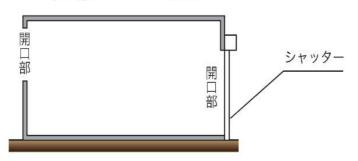


階高のおおむね2分の1より下方のみの開口部



(開口部が常時外気に直接開放されていない例)

開口部がシャッターのもの



(2) 一の階に、複数の防護区画が存する場合は、固定式の消火設備と移動式の消火設備を併存しないこと。

ただし、次のいずれかに掲げる場合は、この限りではない。

- ア 常時直接外気に開放されたスロープ部(自動車が上階又は下階へ移動するための傾斜路の部分をいう。以下この項において同じ。)に移動式の消火設備を設ける場合
- イ 防護区画以外の部分を介して2以上の防護区画がある場合(防護区画と防護区画 以外の部分とを耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画した場合に限る。)
- ウ 防火対象物の関係者が、安全に初期消火活動を行うことができ、かつ、安全に避難することができるよう、移動式の消火設備を設けた防護区画内から直接屋外に出られる場合又は直通階段(建基令第120条に規定するものをいう。スロープ部を除く。以下この項において同じ。)が設けられている場合



防火対象物の関係者が、安全に初期消火活動を行うことができ、かつ、安全に避難することができるものを除き、固定式の消火設備と移動式の消火設備を併存しないこと。

- (3) 自走式駐車場にあっては、建基法第68条の26に基づき、建基令第108条の3 第1項第2号及び第4項に規定する国土交通大臣の認定を受けていること(1層2段 及び2層3段の自走式駐車場にあっては、独立した自走式駐車場車庫の取扱いについ て(平成14年11月14日国土交通省住宅局建築指導課・日本建築行政会議)によ り取り扱われていること。)。
- 2 移動式の泡消火設備、移動式の不活性ガス消火設備、移動式のハロゲン化物消火設備 又は移動式の粉末消火設備を設置することができる部分

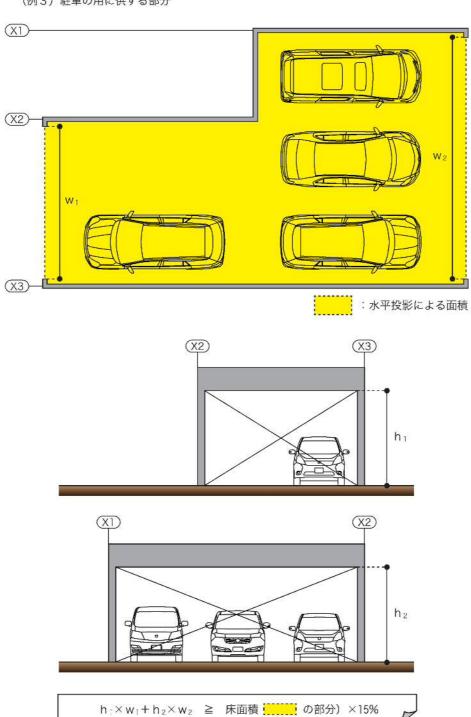
次のいずれかに掲げる部分には、移動式の泡消火設備、移動式の不活性ガス消火設備 移動式のハロゲン化物消火設備又は移動式の粉末消火設備を設置することができる

- (1) 屋上部分
- (2) 高架工作物(高架の鉄道又は道路、跨線橋、跨道橋その他これらに類する高架の工

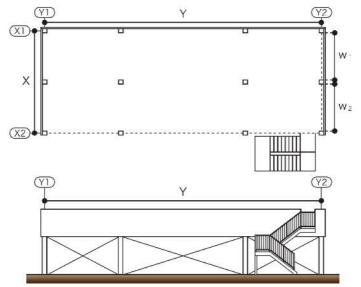
作物内をいう。)の下で、防護対象物となる部分に周壁がなく、柱のみである部分又 は周囲の鉄柵のみで囲まれている部分

(3) 防護対象物となる部分における外周部の開口部が、常時外気に直接開放されており、かつ、排煙上有効な開放部分の合計面積が、防護対象物の床面積の15%以上ある部分

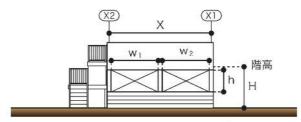
(例3) 駐車の用に供する部分



(4) 防護対象物となる部分(4層5段以上の自走式駐車場を除く。)における外周部について、長辺の一辺の全面(構造上必要な柱部分及び空気の流通に支障のない階段等を除くことができる。)が常時外気に直接開放されており、かつ、他の一辺が当該壁面の面積の2分の1以上(階高のおおむね2分の1より下方のみの開口部は除く。)が常時外気に直接開放されている部分



※構造上必要な柱部分及び空気の流通に支障のない階段等を除くことができる。



※階高のおおむね2分の1より下方のみの開口部は除く。

長辺(Y  $1\sim Y$  2)の全面が常時外気に直接開放、かつ、他の一辺の壁面 1/2 以上が常時外気に直接開放( $w_1+w_2$ )×h  $\geq$  ( $X\times H$ ) /2

- (5) 防護対象物となる部分(4層5段以上の自走式駐車場を除く。)における外周部の四辺(構造上必要な柱部分以外の当該場所の全周)の上部50cm以上の部分が常時外気に直接開放されている部分
- (6) 自走式駐車場(4層5段以上の自走式駐車場を除く。)の天井部分(上階の床を兼ねるものを含む。)の開口部(エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等の部分を含む。)の面積の合計が自走式駐車場の床面積の合計の15%以上確保されている部分
- (7) 次の全ての基準に適合する多段式の自走式駐車場の部分

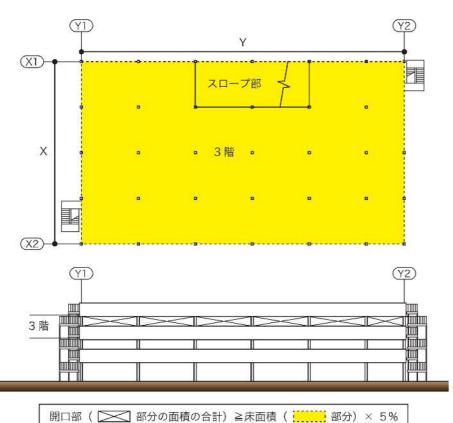
ア 自走式駐車場の外周部の開口部の開放性が、次の(ア)から(ウ)までの基準を

満たしていること。

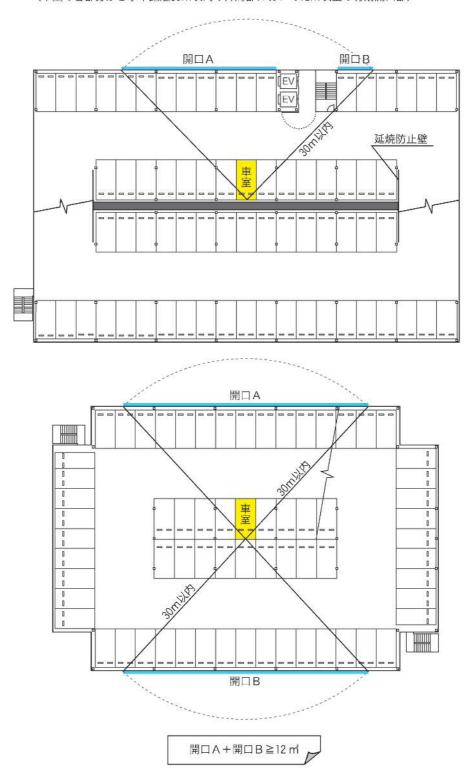
ただし、この場合において外周部に面して設けられる付帯施設が面する部分の開口部及び外周部に面して設けられているスロープ部であって、当該スロープ部の段差部に空気の流通のない延焼防止壁などが設けられている場合、当該空気の流通のない延焼防止壁などを外周部に投影した当該部分の開口部は開口部とみなさないこと。

- (ア) 常時外気に直接開放されていること。
- (イ) 各階における外周部の開口部の面積の合計は、自走式駐車場の床面積の5% 以上であるとともに、当該自走式駐車場の外周長さに0.5mを乗じて得た値 を面積としたもの以上とすること。
- (ウ) 車室の各部分から水平距離30m以内の外周部において12㎡以上の有効 開口部(床面からはり等の下端(はり等が複数ある場合は、最も下方に突き 出したはり等の下端)までの高さ2分の1以上の部分で、かつ、はり等の下 端から50cm以上の高さを有する開口部に限る。)が確保されていること。

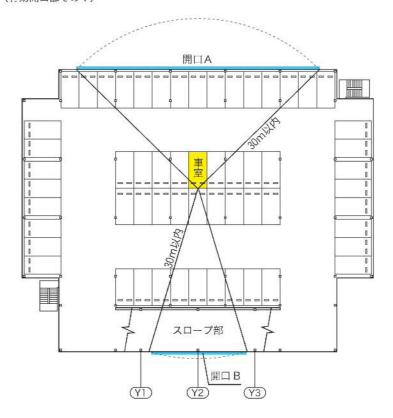
#### (外周部の開口部の面積の合計)



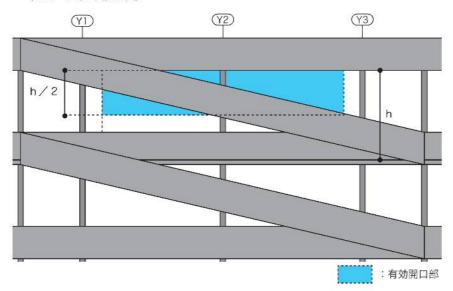
 (車室の各部分から水平距離30m以内の外周部において12m以上の有効開口部)

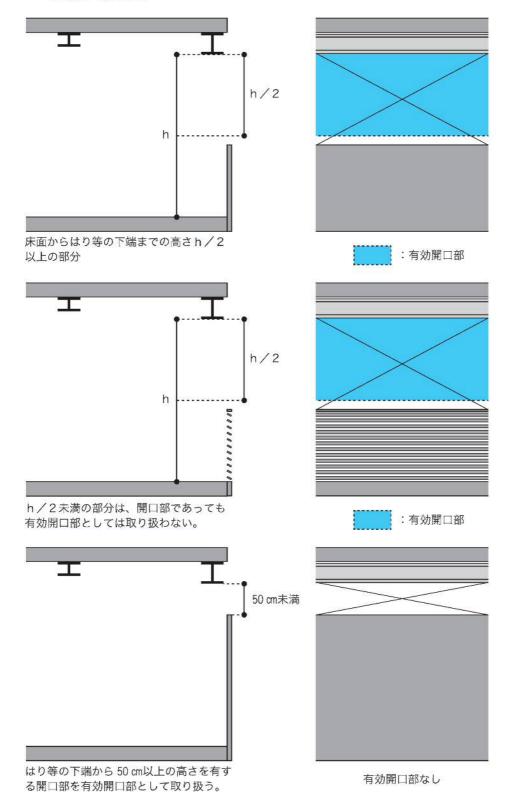


# (有効開口部その1)

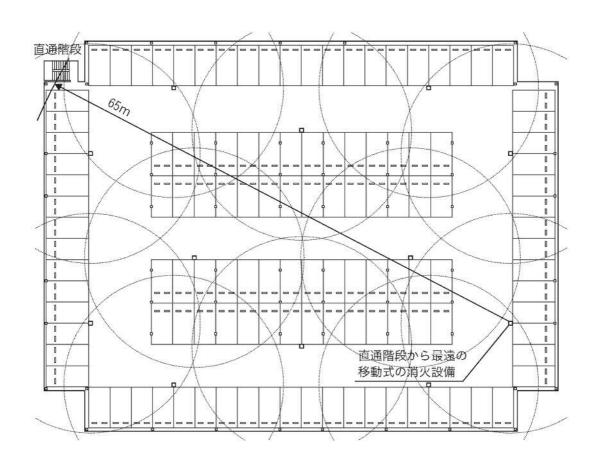


# (スロープ部立面拡大図)





イ 直通階段は、いずれの移動式の消火設備の設置場所からその一の直通階段の出入口に至る水平距離が65m以内に設けてあること。



# 第7 収容人員の算定

- 1 収容人員算定の基本
  - (1) 収容人員の算定にあたっては、防火対象物の用途判定に従い省令第1条の3の算定方法により算定する。
  - (2) 収容人員の算定は、法第8条の適用については棟単位(同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が二以上存する場合は、敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数)であるが、政令第24条の適用については、棟単位又は階単位、政令第25条の適用については、階単位とする。
  - (3) 防火対象物の主たる用途以外の機能的に従属していると認められる部分についても、防火対象物の用途判定に従い省令第1条の3の算定方法により算定する。
  - (4) 2以上の用途の存する防火対象物で主たる用途部分以外の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の10%未満で、かつ、300 ㎡未満であることにより、主たる用途の項と取り扱われている防火対象物(見なし従属の防火対象物)についても、防

火対象物の用途判定に従い省令第1条の3の算定方法により算定する。

- 2 収容人員算定上の共通事項
  - (1) 従業員として算定する者は、次のとおりとする。
    - ア 正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における勤務体制で最大勤務者数とする。

ただし、短期間、かつ、臨時的に雇用される者(デパートの中元、歳暮時のアルバイト等)にあっては、従業員として扱わないこととする。

- イ 交替制の勤務体制を取っている場合は、一日の中で勤務人員が最大となる時間 帯における数とする。従って、勤務時間帯の異なる従業員が重複して在所する交 替時の数とはしない。
- ウ 指定された執務用の机を有する外勤務者は、従業員の数に算入する。
- (2) 政令第24、25条の適用にあたっては、従業員として算定する者は、次のとおりとする。
  - ア 階単位で収容人員を算定するにあたって、2以上の階で執務する者については、 当該階に指定された執務用の机等を有し、継続的に執務するとみなされる場合は、 それぞれの階の人員に算入することとする。
  - イ 階単位に収容人員を算定する場合、従業員が使用する社員食堂等は、当該部分を3㎡で除して得た数の従業員があるものとして算定する。

ただし、その数が従業員の数よりも大きい場合は、この限りでない。

- (3) 廊下、階段及び便所は、原則として収容人員を算定するにあたって床面積に含めない。
- (4) 次に掲げるものは、固定式のいす席として扱う。
  - ア ソファー等のいす席
  - イ いす席相互を連結したいす席
  - ウ 常時同一場所において固定的に使用し、かつ、移動が容易に行えないいす席
- 3 用途別収容人員算定要領
  - (1) 政令別表第1(1) 項(劇場、映画館、公会堂等)
    - ア 算定要素
    - (ア) 従業員数
    - (イ) 客席の部分ごとの人数
      - a 固定式のいす席を使用する者の人数

- b 立見席を使用する者の人数
- c 前a、b以外の客席を使用する者の人数

#### イ 算定要素の定義

### (ア)従業員数

2、(1) による。

# (イ) 客席の部分ごとの人数

客席の部分とは、次表のとおりである。

用途	客席の部分
劇場、映画館等	演劇、音楽、映画等を鑑賞するためにいす席が設置され ている部分
演劇場等	落語、漫才等の演芸を鑑賞するためにすわり席、いす席 等が設置されている部分
観覧場等	スポーツ、見世物等を観覧するためにいす席、すわり席 等が設けられている部分
公会堂、集会場等	集会、会議、社交等の目的で集合するためにいす席、す わり席等が設けられている部分

# a 固定式のいす席を使用する者の数

固定式のいす席の数に対応する数とする。この場合において、長いす席の場合については、当該いす席の正面幅を 0.4mで除して得た数 (小数点以下は切り捨てる。) とする。

### b 立見席を使用する者の数

立見席を設けた部分の床面積を 0.2 ㎡で除して得た数 (小数点以下は切り 捨てる。) とする。

c 前a及びb以外の客席を使用する者の人数

前a及びb以外の客席とは、ます席、大入場等のすわり席、移動いすを使用する客席部分を指し、この部分の床面積を 0.5 ㎡で除して得た数 (小数点以下は切り捨てる。) とする。

## ウ 収容人員算定要領

前イ、(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

# 工 事例紹介

(ア) 凡例

a 固定式のいす席設置場所

b 立見席



c 前 a , b 以外の客の使用に供する部分



# (イ) 講堂の収容人員計算例

(ケース1)

講堂内の移動いす設置場所の面積が100㎡の場合は、

1 0 0  $m^2 \div 0$ . 5  $m^2 = 2$  0 0 (人)

の計算式となり、客席部分の収容人員は200人となる。

これに従業員数 α を加算して

 $2\ 0\ 0 + \alpha$ 

の計算となり、講堂内の収容人員が算定される。

壇上 移動いすの設置場所 (100㎡)

# (ケース2)

講堂内の固定いす席60席と立見席の面積が10.1㎡の場合は、

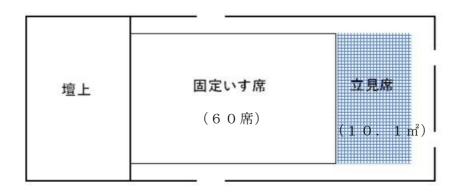
6 0 人+ (1 0. 1  $\text{m}^2 \div 0$ . 2  $\text{m}^2$ )  $\div$  1 1 0 (人)

の計算式となり、客席部分の収容人員は110人となる。

これに、従業員数 $\alpha$ を加算して、

### 1 1 0 + $\alpha$

の計算式となり、講堂内の収容人員が算定される。



# (ウ) 集会場の収容人員計算例

集会場の移動いす又はすわり席設置場所(集会室等)の面積が1室50㎡の場合は、

 $(50 \text{ m}^2 \div 0.5 \text{ m}^2) \times 2 \text{ (室)} = 200 \text{ (人)}$ 

の計算式となり、客席部分の修養人員は200人となる。

これに、従業員数 $\alpha$ を加算して、

 $2 \ 0 \ 0 + \alpha$ 

の計算式となり、集会場内の収容人員が算定される。



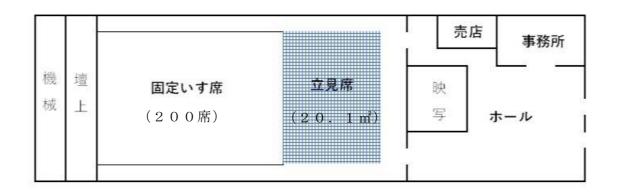
(エ)映画館、音楽ホール、劇場、公会堂等の収容人員計算例 映画館等で固定いす席200席と立見席の面積が20.1㎡の場合は、

の計算式となり、客席部分の収容人員は300人となる。

これに、従業員数 $\alpha$ を加算して、

 $300 + \alpha$ 

の計算式となり、映画館等の収容人員が算定される。



(2) 政令別表第1(2)、(3)項(キャバレー、遊技場、料理店、飲食店等)

# ア 用途判定

# (ア) 遊技場

囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリング、ビリヤード、カラオケルーム、ゲーム機械、その他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。

### (イ) その他のもの

前(ア)以外の政令別表第1(2)、(3)項の用途の施設をいう。

# イ 算定要素

# (ア) 遊技場

- a 従業員数
- b 遊戯のための機械器具を使用して遊戯を行うことができる者の人数
- c 観覧、飲食又は休憩の用に供する部分の固定式いす席を使用する者の人数

## (イ) その他のもの

- a 従業員数
- b 客席の部部ごとの人数
- (a) 固定式のいす席を使用する者の人数
- (b) その他の部分を使用する者の人数

#### ウ 算定要素の定義

### (ア) 遊技場

a 従業員

2、(1)による。

b 遊戯のための機械を使用して遊戯を行うことができる者の人数

施設内に設置できる最大の競技卓、盤、機械等に次の数を掛け合わせて得られた数とする。

- (a) パチンコ、スマートボール等は1人、囲碁、将棋、チェス、ビリヤード 等は2人、マージャン等は4人とする。
- (b) ボーリングは、レーンに付属するいすの数とする。
- (c) ゲーム機械は、機械を使用して遊べる者の数 (コインの投入口の数が一般的には対応している。) とする。
- (d) カラオケ機械では、機器に接続できるマイクの数とする。
- (e) ルーレットゲーム等で人数に制限のないものについては、ゲーム台等の 寄付き部分0.5メートルにつき1名とする。
- (f)前(a)~(e)以外で遊戯人数が明確に限定できるものにあっては、 その人数とする。
- (g)前(a)~(f)により遊戯人数を算定できない場合には、競技卓、盤、 機械等の数とする。
- c 観覧、飲食又は休憩の用に供する部分の固定式いす席を使用する者の人数 観覧、飲食又は休憩の用に供する部分とは、次の場所をいう。
- (a)ボーリング場、ビリヤード場等の飲食提供施設、休憩・待合のための場所
- (b) カラオケルームの受付周辺等の休憩、待合場所及び各ルーム内
- (c)前(a)、(b)以外の遊技場で、自動販売機コーナー、喫煙コーナー等で観覧、飲食又は休憩の用に供する部分と特定できる場所

上記場所に置かれている固定式のいす席を使用する者の人数とする。この 場合において、長いす席にあっては、当該いす席の正面幅を 0.5メートル で除して得た数 (小数点以下は切り捨てる。)とする。

## (イ) その他のもの

a 従業員

2、(1)による。

b 客席の部分の人数

客席の部分とは、飲食、遊興、ダンス等を行う部分をいい厨房、配膳、控 室等の客の出入りしない部分を除いた部分をいう。

(a) 固定式のいす席を使用する者の人数

客席部分のうち固定式のいす席を常時置く部分の固定式のいす席の数をいう。この場合において、長いす席にあっては、当該いす席の正面幅を 0.5メートルで除して得た数 (小数点以下は切り捨てる。) とする。

### (b) その他の部分を使用する者の人数

その他の部分とは、キャバレー及びライブハウスのステージ、ディスコ 及びダンスホールのホール、料理店、料亭等の和室等の部分をいい、当該 部分の面積を3㎡で除して得た数(小数点以下は切り捨てる。)とする。

## 工 収容人員算定要領

### (ア) 遊技場

前イ、(ア)、aからcで求めた人数を合算した数を収容人員とする。

# (イ) その他のもの

前イ、(イ)、a及びbで求めた人数とを合算して得た数を収容人員とする。

## 才 事例紹介

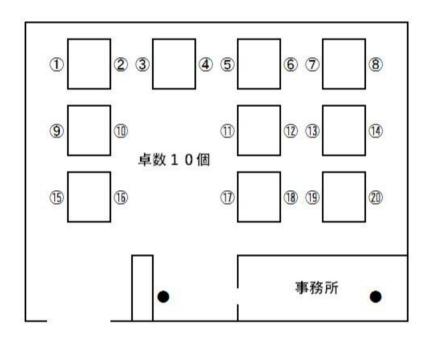
### (ア) 遊技場の凡例

- a 遊戯のための機械を使用して遊戯を行うことができる者 ○
- b 遊戯の田茂の機械等 □ (卓等)、▼ (カラオケ機械)
- c 従業員 ●
- d 観覧、飲食又は休憩の用に供する部分
- e 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席 **┛**
- (イ) 囲碁、将棋場の収容人員計算例

囲碁、将棋の卓数が10個で、従業員が常時2人の場合は、

$$10$$
 (卓)  $\times 2$  (人)  $+ 2$  (人)  $= 22$  (人)

の計算式となり、囲碁、将棋場の修養人員は22人となる。

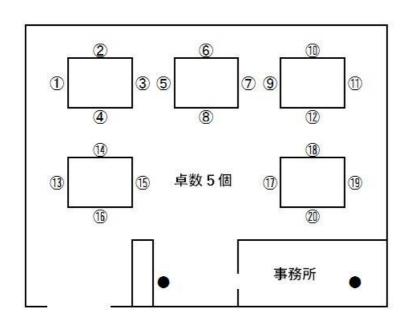


# (ウ) マージャン場の収容人員計算例

マージャン卓数が5個で、従業員が常時2人の場合は、

# 5 (卓) × 4 (人) + 2 (人) = 2 2 (人)

の計算式となり、マージャン場の収容人員は22人となる。

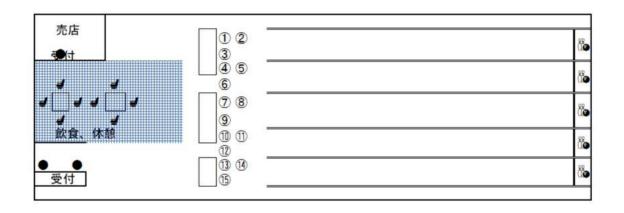


### (エ) ボーリング場の収容人員計算例

レーン数が5で、1レーンに付属する椅子が3個で、飲食・休憩の用に供する固定いす席8個、従業員が常時3人の場合は、

$$5 (\nu - \nu) \times 3 (個) + 8 (個) + 3 (人) = 26 (人)$$

の計算式となり、ボーリング場の収容人員は26人となる。

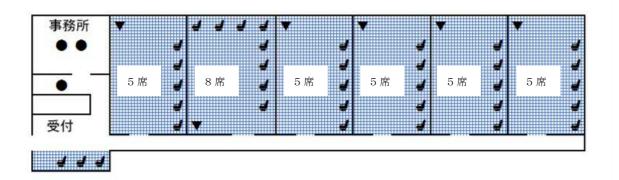


## (オ) カラオケルームの収容人員計算例

カラオケ機械の台数が6台で、カラオケ機械に接続されるマイクの数が2個、飲食・休憩の用に供する固定いす席36個、従業員が常時4人の場合は、

# $(6 (台) \times 2 (個)) + 36 (個) + 4 (人) = 52 (人)$

の計算式となり、カラオケルームの収容人員は52人となる。



# (カ) その他のものの凡例

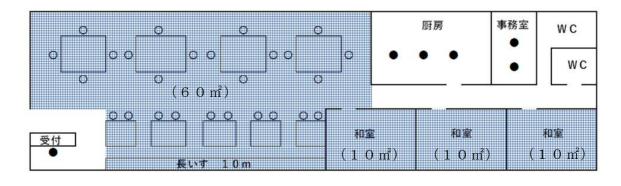
- a 従業員 ●
- b 客席の部分
- c 長いす、固定式のいす席 \_\_\_\_\_
- d 移動いす ○

# (キ) 居酒屋等の収容人員計算例

長いす席10m、和室が30㎡、移動いす席設置場所60㎡、従業員が常時6人の場合は、

 $(10 \text{ (m)} \div 0.5 \text{ (m)}) + ((30 \text{ (m²)} + 60 \text{ (m²)}) \div 3 \text{ (m²)} + 6 \text{ (人)} = 56 \text{ (人)}$ 

の計算式となり、居酒屋等の収容人員は56人となる。

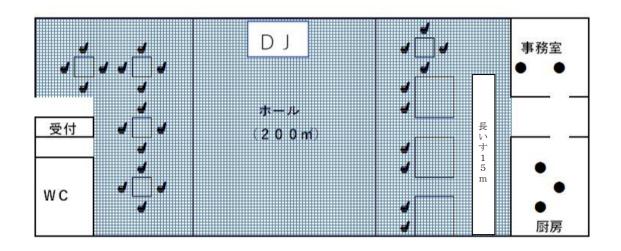


### (ク) ディスコ等の収容人員計算例

固定式のいす席26個と長いす15m、ホールの面積が200㎡、従業員が 常時7人の場合は、

$$26$$
 (個) + (15 (m) ÷ 0.5 (m)) + ((200 (m²) ÷ 3 (m²))  
+ 7 (人) ≒ 129 (人)

の計算式となり、ディスコ等の収容人員は129人となる。



(3) 政令別表第1 (4)項(百貨店、物品販売店舗等)

# ア 算定要素

- (ア)従業員数
- (イ) 従業員以外の者が使用する部分の人数
  - a 飲食又は休憩の用に供する部分の人数
  - b その他の部分の人数

### イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2、(1)による。

- (イ)従業員以外の者が使用する部分の人数従業員以外の者が使用する部分とは、次の部分を除いた場所をいう。
  - 事務室、会議室
  - 社員食堂等の厚生施設
  - 商品倉庫、商品荷捌場
  - 空調機械室、電気室等の設備室
  - 駐車場
  - ・ 連続して店舗がある場合のコンコースとその延長上にある通路及び公共性 の強い通路部分
  - ・ その他の従業員だけが使用する部分
  - a 飲食又は休憩の用に供する部分の人数 飲食及び休憩の用に供する次の部分の床面積を3㎡で除して得た数(小数 点以下は切り捨てる。)とする。
    - ・ レストラン、喫茶、その他の飲食の飲食店

- ・ 喫煙場所、子供の遊び場等の商品陳列のない部分
- ・ その他の飲食及び休憩の用に供する部分
- b その他の部分の人数

前a以外の部分の床面積を4㎡で除して得た数(小数点以下は切り捨てる。)とする。

- 注) 売場内のショーケース等を置いてある部分も含む。
- ウ 収容人員算定要領

前ア、(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

#### エ 事例紹介

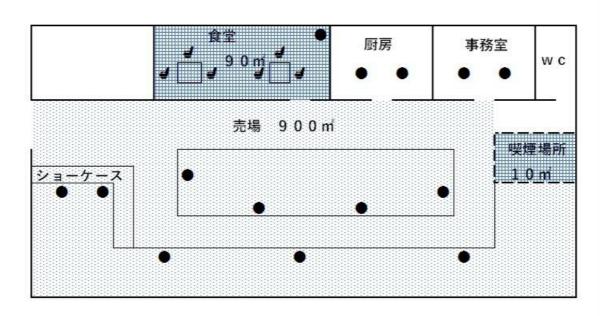
## (ア) 凡例

- a 従業員 ●
- b 飲食又は休憩の用に供する部分



- c その他の部分
- (イ) 百貨店・スーパーマーケット等の収容人員計算例

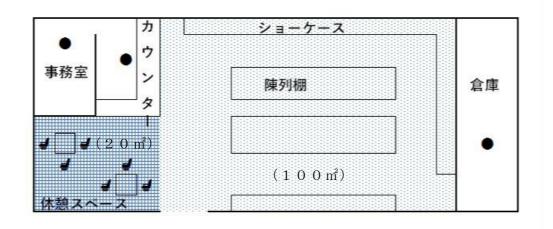
飲食又は休憩の用に供する部分の面積が100㎡、その他の部分の面積が900㎡、従業員が常時14人の場合は、



### (ウ) 小規模物品販売店舗等の収容人員計算例

飲食又は休憩の用に供する部分の面積が20㎡、その他の部分の面積が100㎡、従業員が常時3人の場合は、

の計算式となり、小規模物品販売店舗等の収容人員は、34人となる。

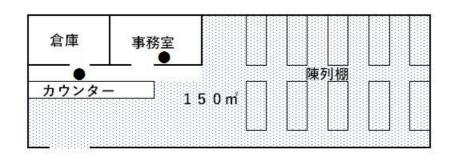


(エ) 物品販売をともなう貸レコード・ビデオ店の収容人員計算例 物品販売をともなう貸レコード・ビデオ店で、その他の部分の面積が150 ㎡、従業員が常時2人の場合は、

2 (人) + (150 (m²) ÷4 (m²)) ≒39 (人)

の計算式となり、物品販売をともなう貸レコード・ビデオ店の収容人員は、

39人となる



- (4) 政令別表第1 (5)項イ(旅館、ホテル等)
  - ア 算定要素
  - (ア) 従業員数
  - (イ) 宿泊室を使用する人数
    - a 洋室の人数
    - b 和室の人数
  - (ウ) 集会、飲食又は休憩の用に供する部分の人数
    - a 固定式のいす席を設ける部分を使用する者の人数
    - b 前 a 以外のその他の部分を使用する者の人数
  - イ 算定要素の定義
  - (ア) 従業員数

2、(1)による。

## (イ) 宿泊室を使用する人数

a 洋室の人数

宿泊者が使用する洋室に置かれているベットの数に対応する人数とする。

b 和室の人数

宿泊者が使用する和室の床面積の合計を、次の条件で除して得た数(小数点以下は切り捨てる。)とする。

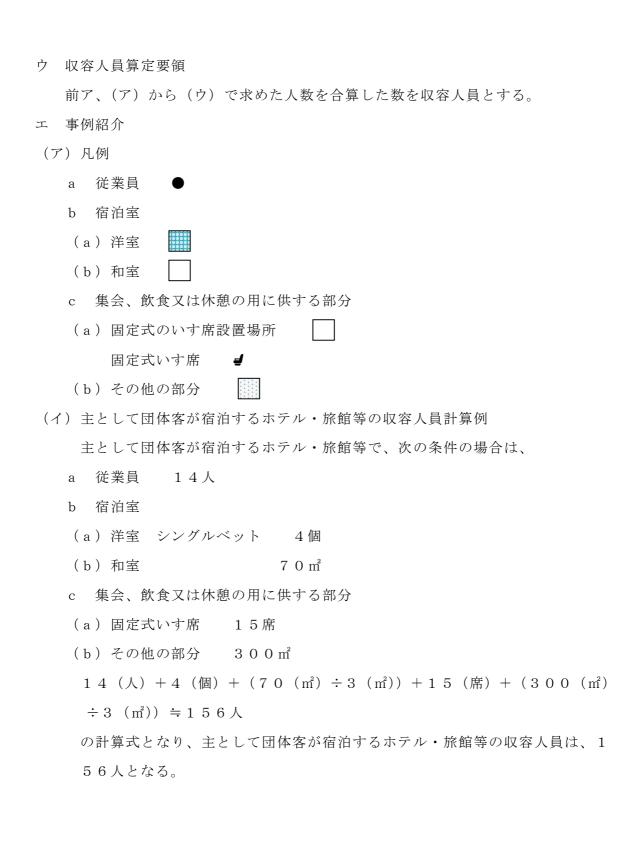
- (a) 管宿泊所及び主として団体客が宿泊するホテル、旅館(宿泊室の床面積をホテル・旅館が定めている当該宿泊室の最大使用人数又は宿泊室に設置されている寝具数で除して3㎡程度になるもの。)は3㎡とする。
- (b) 前(a) 以外は6㎡とする。
- c 前a、bの人数の算定の取り扱いにあっては次による。
- (a) 簡易宿泊所の中2階(棚状)式のものは棚数をベット数とみなす。
- (b) シングルベット及びセミダブルベットは1人、ダブルベットは2人として 算定する。
- (c) 洋室で補助ベット等を使用できる場合には、当該ベットの数を加算して算 定する。
- (d) 和室と洋室が併設されている宿泊室については、洋室部分を除いた部分を 和室の床面積として扱う。
- (ウ) 集会、飲食又は休憩の用に供する部分の人数

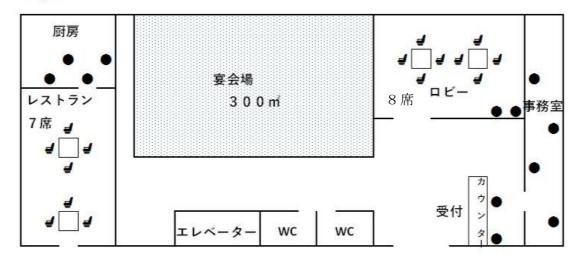
集会、飲食又は休憩の用に供する部分とは、宿泊者以外も利用する次の部分をいう。

- 宴会場等
- ・ レストラン、そば屋、スナック等の飲食を提供する場所
- ・ いす席を設けたロビー等 (通路部分を除く。)
- ・ 上記以外の集会、飲食又は休憩の用に供する部分
- a 固定式のいす席を設ける部分を使用する者の人数

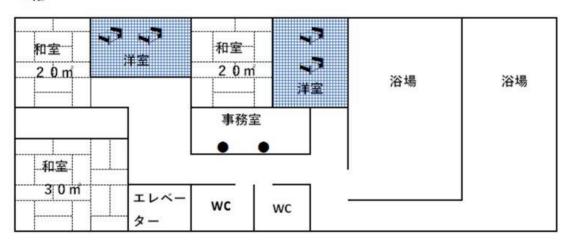
前期の部分のうち固定式のいす席を設ける部分については、当該部屋にあるいす席の数とする。この場合は、長いす席は、当該いす席の正面幅を 0.5メートルで除して得た数 (小数点以下は切り捨てる。)とする。

b 前 a 以外のその他の部分を使用する者の人数 前 a 以外の部分については、当該部分の床面積を 3 ㎡で除して得た数 (小数 点以下は切り捨てる。) とする。





### 2階



## (5) 政令別表第1 (5)項口(寄宿舎、共同住宅等)

# ア 算定要素

居住者の人数

## イ 算定する場合の取扱い

寄宿舎、共同住宅に常時居住している者の人数をもって収容人員とする。

ただし、新築、居住者の出入りが激しい等で実態把握が困難な共同住宅にあっては、次の要領で求めた収容人により防火管理義務の判定を行い、防火管理指導を行うこととする。

## 実態把握困難な共同住宅の収容人員算定要領

### 1 算定要領

- (1) 住戸のタイプ別の数
- (2) 住戸のタイプ別の算定居住者数
- 2 算定要素の定義
  - (1) 住戸のタイプ別の数

共同住宅の集会場等の共用室を除く各住戸を、次に示す住戸タイプごと に分けた数

7 1K、1DK、1LDK、2DK

イ 2LDK、3DK

ウ 3LDK, 4DK

工 4LDK、5DK

(2) 住戸のタイプ別の算定居住者

住戸のタイプ別の算定居住者数については、次表による。

住戸のタイプ	1K,1DK	2LDK	3LDK	4LDK
	1LDK,2DK	3DK	4DK	5DK
算定住居者数	2 人	3 人	4人	5 人

※以降1室増すごとに1人増加する。

3 収容人員算定要領

前2、(1)のそれぞれの住戸タイプ別の数に前(2)の住戸タイプ別の算定居住者数をそれぞれ掛け合わせて得た数を合算し収容人員とする。

4 事例紹介

1 Kが5戸、1 DK5戸、1 LDK5戸、2 LDK5戸の 共同住宅の場合は、

20 (戸) × 2 (人) + 5 (戸) × 3 (人) = 5 5 人

の計算式となり、共同住宅の収容人員は、55人となる。

(6) 政令別表第1 (6)項イ (病院、診療所等)

### ア 算定要素

- (ア)従業員数
- (イ)病室内にある病床の数
- (ウ) 待合室を使用する人数
- イ 算定要素の定義

## (ア) 従業員数

2、(1)による。(例 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師は、従業員と して扱う。)

### (イ) 病室内にある病床の数

- a 洋室タイプ
  - ベットの数とする。
- b 和室タイプ

和室の床面積の合計を、3 m で除して得た数(小数点以下は切り捨てる。) とする。

c 乳幼児の病床の数については、保育器を除いた乳幼児用のベット数を合算 して算定する。

#### (ウ) 待合室を使用する人数

待合室の床面積を次の要領により求め、床面積の合計を3㎡で除して得た数 (小数点以下は切り捨てる。)とする。

- a 廊下に接続するロビー部分を待合として使用している場合は、当該ロビー 部分を待合室として床面積を求める。
- b 待合室が廊下と兼用されている場合は、次により待合室の床面積を求める。
  - (a) 両側に居室がある場合は、廊下幅員から1.6 mを引いた幅員で待合と して使用する範囲を待合室として床面積を求める。
  - (b) その他の場合は、廊下幅員から1.2 mを引いた幅員で待合として使用する範囲を待合室として床面積を求める。
- c 診療室内の待合に使用する部分は、当該部分を待合室として床面積を求める。

### ウ 収容人員算定要領

前ア、(ア)から(ウ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

#### 工 事例紹介

### (ア) 凡例

- a 従業員 医師 ●、看護師 ○、その他 ◎
- b 病室
- (a) 洋室タイプ



(b) 和室タイプ



c 待合室



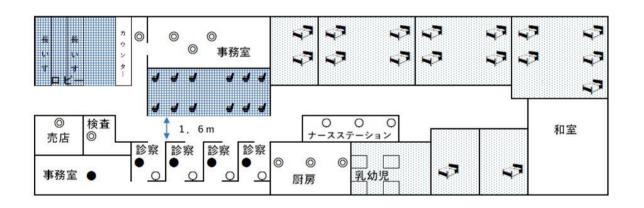
(イ) 病院の収容人員計算例

次の条件の病院は、

- a 従業員 医師5人、看護師7人、その他9人
- b 病室
- (a) 洋室タイプのベット 17個
- (b) 和室タイプの床面積 20 m<sup>2</sup>
- (c) 乳幼児用ベット及び保育器 4個
- c 待合室の床面積 40 m<sup>2</sup>

21 (人) + 1 7 (個) + (20 (㎡) ÷ 3 (㎡)) + 4 (個) + (40 (㎡) ÷ 3 (㎡)) ≒ 6 1 人

の計算式となり、病院の収容人員は、61人となる。



- (7) 政令別表第1 (6)項ロ(老人ホーム、乳児院等)
  - ア 算定要領
  - (ア) 従業員数
  - (イ) 老人、乳児、身体障害者、精神薄弱者その他の要保護者の数
  - イ 算定要素の定義
  - (ア)従業員数

2、(1)による。

- (イ) 老人、乳児、身体障害者、精神薄弱者その他の要保護者の数 就寝施設を使用できる最大人数とする。
- ウ 収容人員算定要領

前ア、(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

(8) 政令別表第1 (6)項ハ (老人デイサービス、保育所等)

ア 算定要領

- (ア) 従業員数
- (イ) 幼児の数

- (ウ) 老人、幼児、身体障害者、精神薄弱者その他の要保護者の数
- イ 算定要素の定義
- (ア)従業員数

2、(1)による。

- (イ) 幼児の数
- (ウ) 老人、身体障害者、精神薄弱者その他の要保護者の数
  - a 就寝施設部分は、就寝施設を使用できる最大人数とする。
  - b 通所施設部分は通所施設部分を担当する従業員で対応できると事業者側が 想定している要保護者の最大数とする

ただし、最大人数と現状で対応している要保護者の数に隔たりがある場合には、実態に応じて得た人数とすることができる。

ウ 収容人員算定要領

前ア、(ア)から(ウ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

(9) 政令別表第1 (6)項二(幼稚園、特別支援学校)

ア 算定要領

- (ア) 従業員数
- (イ) 幼児、児童又は生徒の数
- イ 算定要素の定義
- (ア) 従業員数

2、(1)による。(例 園長、教職員、事務員等)

(イ) 幼児、児童又は生徒の数 現に在籍する児童等の数とする。

ウ 収容人員算定要領

前ア、(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

10) 政令別表第1 (7)項(小学校、中学校、高等学校、大学等)

ア 算定要領

- (ア) 従業員数
- (イ) 児童、生徒又は学生の数
- イ 算定要素の定義
  - (ア) 従業員数

2、(1)による。(例 校長、教職員、事務員等)

(イ)児童、生徒又は学生の数 現に在籍する学生等の数とする。 ウ 収容人員算定要領

前ア、(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

(11) 政令別表第1 (8)項(図書館、美術館等)

ア 算定要領

- (ア) 従業員数
- (イ) 閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室を使用する者の数
- イ 算定要素の定義
  - (ア) 従業員数

2、(1)による。

(イ) 閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室を使用する者の数

閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を3㎡で除して得た数(小数点以下は切り捨てる。)とする。

この場合に、閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積を求める際の取扱い等については、次による。

- a 閲覧室
- (a)開架(自由に入れる書棚部分をいう。)と閲覧(児童用閲覧を含む。)が 同一室にある場合は、開架以外の部分を閲覧室として扱う。
- (b) CD等の試聴室、フィルム等の視聴室についても、閲覧室としてあつかう。
- b 会議室

従業員以外が使用する会議、集会等の用途に使用する部分は、会議室として扱う。

c 休憩室

来館者が使用する喫茶室、喫煙コーナー等の部分は、休憩室として扱う。

d 展示室、展覧室

展示室、展覧室内の展示物等の置かれている部分も展示室の部分として扱う。

ウ 収容人員算定要領

前ア、(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

(ア) 凡例

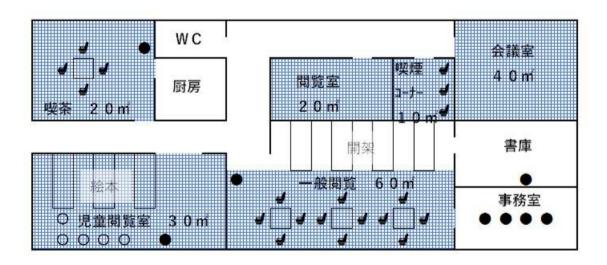
- a 従業員 ●
- b 閲覧室、展示室、展覧室、会議室、又は休憩室



### (イ) 図書館の収容人員計算例

図書館で次の条件の場合は、

- a 従業員 8人
- b 閲覧室、展示室、展覧室、会議室、又は休憩室床面積の合計 180㎡ 8 (人) + (180 (㎡) ÷3 (㎡)) = 68 (人)
- の計算式となり、図書館の収容人員は、68人となる。

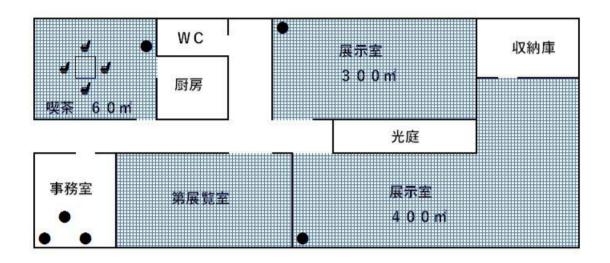


## (ウ) 美術館の収容人員計算例

美術館で、次の条件の場合は、

- a 従業員 6人
- b 閲覧室、展示室、展覧室、会議室、又は休憩室床面積 860 m<sup>2</sup>
  6 (人) + ((60 (m<sup>2</sup>) + 300 (m<sup>2</sup>) + 400 (m<sup>2</sup>) + 100 (m<sup>2</sup>)) ÷
  3 (m<sup>2</sup>)) ≒ 292 (人)

の計算式となり、美術館の収容人員は、292人となる。



(12) 政令別表第1 (9)項(公衆浴場、蒸気浴場等)

### ア 算定要素

- (ア) 従業員数
- (イ) 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分を使用する者の数
- イ 算定要素の定義
- (ア) 従業員数

2、(1)による。

(イ) 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分を使用する者の数 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を3 ㎡で除して得た数(小数点以下は切り捨てる。)とする。

この場合に、浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面 積を求める際の扱い等については、次による。

- a トレーニング室等のサービス室は、休憩の用に供する部分として算定する こと。
- b 浴場には、釜場、火たき場は含まない。
- ウ 収容人員算定要領

前ア、(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

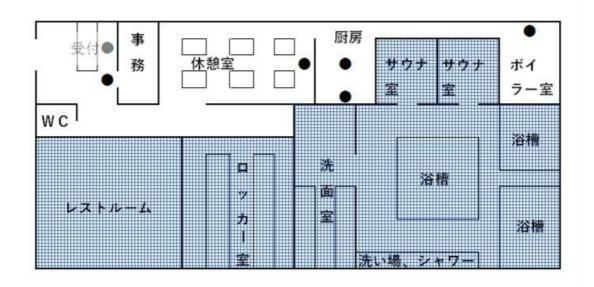
工 事例紹介

#### (ア) 凡例

- a 従業員 ●
- b 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分
- (イ) 公衆浴場の収容人員計算例

公衆浴場で、次の条件の場合は、

- a 従業員 12人
- b 浴場、脱衣場及び休憩の用に供する部分の床面積の合計100㎡
   6 (人) + (100 (㎡) ÷3 (㎡)) ≒39 (人)



- (13) 政令別表第1 (11)項(神社、教会等)
  - ア 算定要素
  - (ア) 従業員数
  - (イ) 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分を使用する者の数
  - イ 算定要素の定義
  - (ア) 従業員数
    - 2、(1)による。(例 神職、僧侶、牧師及び従業員等)
  - (イ) 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数 (小数点以下は切り捨てる。)とする。
    - この場合に、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積を求める際の取扱い等については、次による。
    - a 礼拝のように供する部分に固定式のいす席がある場合も、当該場所の床面 積を3㎡で除して得た数とする。
    - b 祭壇部分は、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分として取り扱わない。
  - ウ 収容人員算定要領

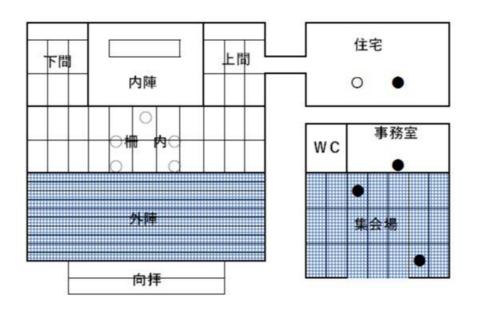
前ア、(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

- 工 事例紹介
- (ア) 凡例
  - a 従業員 神職、僧侶、牧師 ○、その他の従業員 ●

- b 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分
- (イ) 寺院の収容人員計算例

寺院で、次の条件の場合は、

- a 従業員 10人
- b 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計 200㎡
   10(人)+(200(㎡)÷3(㎡))≒76(人)
   の計算式となり、寺院の収容人員は、76人となる。

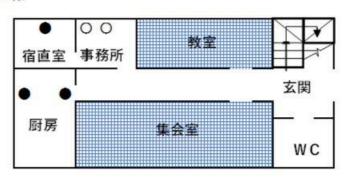


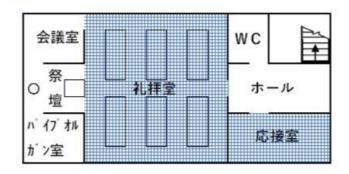
# (ウ) 教会の収容人員計算例

教会で、次の条件の場合は、

- a 従業員 6人
- b 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計 300㎡ 6(人)+(300(㎡)÷3(㎡))=106(人) の計算式となり、教会の収容人員は、106人となる。

### 1階





- (4) 政令別表第1 (10)項、(12)~(4)項(停車場、工場、駐車場、倉庫等)
  - ア 算定要素

従業員数

イ 算定要素の定義

従業員数

2、(1)によるが、車両の停車場の従業員には、停車場の勤務員のほかに従属的な業務に従事する者(例 食堂・売店の従業員)を含める。

ウ 収容人員算定要領

前アで求めた人数を収容人員とする。

- (15) 政令別表第1 (15)項(事務所等)
  - ア 従業員数
  - (ア) 従業員数
  - (イ) 主として従業員以外の者の使用に供する部分を使用する者の人数
  - イ 算定要素の定義
    - (ア) 従業員数

2、(1)による。

(イ) 主として従業員以外の者の使用に供する部分を使用する者の人数

主として従業員以外の者の使用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して 得た数(小数点以下は切り捨てる。)とする。

この場合に、主として従業員以外の者の使用に供する部分の床面積を求める際の取扱い等については、次による。

- a テニスクラブ、ゴルフクラブ等のクラブハウスの食堂、ミーティングルーム、ロビー (休憩等の用途に使用するもの)、待合部分は床面積に含む。
- b 駐輪場で、利用者が駐輪のために使用する部分は床面積には含まない。

c 裁判所の次の分部は床面積に含む。

調停委員控室、調書室、弁護士控室、公衆控室、看守詰室、審判廷、調停室、証人控室、検察官控室、拘留質問室、法廷

d 銀行の待合・キャッシュコーナーは、床面積に含む。

### ウ 収容人員算定要領

前ア、(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

#### (16) 政令別表第1 (16)項(複合用途防火対象物)

#### ア 収容人員算定要領

防火対象物内のそれぞれの用途部分の収容人員を(1)~(15)により用途ごとに人数を算出し合算したものを収容人員とする。

#### イ 算定する場合の取扱い

- (ア) 建物内の用途部分の特定にあたっては、当該用途と密接な関係にある部分(例 店構前の待合・休憩部分等) も当該用途の部分として扱う。
- (イ) 防火対象物内のアトリウム等の公共広場・休憩部分は、各用途の部分として 扱う。

#### (17) 政令別表第1 (17)項(重要文化財等)

## ア 収容人員算定要領

床面積を5㎡で除して得た数(小数点以下は切り捨てる。)を収容人員とする。

### イ 事例紹介

文化財として指定を受けている防火対象物の床面積が、500㎡の場合は、

 $(5\ 0\ 0\ (\text{m}^2)\ \div 5\ (\text{m}^2)) = 1\ 0\ 0\ (\text{$\lambda$})$ 

の計算式となり、文化財として指定を受けている防火対象物の収容人員は、100人となる。

附則

- 第1 この基準は、令和6年3月31日から施行する。
- 第2 この基準の施行の日において、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、 移転若しくは模様替えの工事中の防火対象物については、なお従前の例によるものとす る。

ただし、増築、改築、移転若しくは模様替えの工事等の機会をとらえて、この基準に 適合するように指導されたい。

附 則(令和6年3月 日) この基準は、令和6年4月1日から施行する。